

しようとしたので、七月十八日の中央委員会にはかり、反対斗争をなした。

3、定数條例反対斗争

定員法の地方版である定数條例を制定する噂があつたので、七月十八日の中央委員会にはかり反対斗争を展開した。

4、免許法斗争

免許法は教職員の身分を決定するものであり、日教組と共に修正斗争を二ヶ年に渡つて續けて来たのであるが、切替實施に當つても不利益な扱を受けぬ様廣島市、別府市の講習に参加し、更に九月三十日の中央委員会の決議により、對策委員会を設置し、鋭意對策に努力中である。尙教育委員会の對策委員会にも教員代表を二名送つてゐる。

5、新制中學校統合對策委員会、新制高校入學對策委員会の設置

九月三十日の中央委員会の決定により、夫々活動をなしている。

6、香川民事部教育課ダビンス氏の留任運動を展開すると共に、記念圖書を贈呈した。

六、共同斗争

1、縣勞運に加入して居り、各種行事に参加している。

2、五月一日のメーデーに約三〇〇人の組合員と共に、労働者大會、デモ行進に参加した。

3、労働団体代表者會議は、縣下労働戦線統一を期して發足したもので代表が出席している。

4、香川地區全官公共斗委員会に出席し、ベース改訂、越年資金獲得を斗つている。

七、各部事業報告

文化 部

一、教育研究会關係その他

(一) 教育會館落成記念講演會

一、日時 昭和二十四年九月十七日午後一後より四時半まで

二、場所 香川縣教育會館

三、講師 東京教育大學助教授宮原誠一氏

四、演題 教育再建への反省

各分會の代表者約三百名が集まり

終戦後無批判的に取り入れられた新教育に對して

1、無目的偏向 2、兒童中心主義的偏見

3、地域社會的偏見 4、知識輕視的偏向

の四点より痛烈な反省を提示され、有意義な記念講演會であつた。

(二) 性教育講習會

一、主 旨

縣下女子教員に對し學校保健並びに性教育に必要な醫學的教養を高める爲研究の機會を與へ健康教育の普及向上に資せんとする。

二、主催並びに後援

香川縣學校衛生會 (主催)

香川縣教職員組合

香川縣教育委員會 (後援)

三、受 講 者

縣下各學校女子教員に限る

四、開催地並びに講師

開催地	期 日	時 間	講習會場	講 師	参加範圍
高松	九月二十二日 (木)	午後〇時三十分—四時	教育會館	醫學博士 柏原 笑兒	高松市、香川郡
津田	同 二十四日 (土)	同 右	津田高等學校	同	大川郡
前田	同 二十六日 (月)	同 右	前田小學校	同 林 茂	木田郡

坂出	同	二十七日(火)	同	右	録田實習	同	山井準三、山地貞正、北條和雄	坂出、丸亀、綾歌北部
観音寺	同	二十八日(水)	同	右	観音寺第二高校	同	明比竹馬	三豊郡
琴平	同	二十九日(木)	同	右	琴平小學校	同	馬場武夫	仲多度郡、綾歌郡南部
土庄	同	三十日(金)	同	右	土庄第一小學校	同	濱松隆	小豆郡

五、講義内容及び時間

性教育について 二時間

學校保健問題について 一時間半

六、備考

1、時間を厳守すること

2、質疑應答の時間が設けられる豫定につき無記名にて多數提出されたい。

3、授業に差支ある場合は繰替のこと。

(三) 國史教育講演會

一、日時 昭和二十四年十一月二十八、二十九の二日間

二、場所 香川縣教育會館

三、講師 東京教育大學教授 木代修一氏

四、演題並びに要項

1、二十八日

午前 日本の美術文化(法隆寺をめぐる諸問題・日本史教育に

ついて)

午後 (日本美術の特質)

2、二十九日

午前 金刀比羅宮(圓山應舉襖畫および什寶等)

午後 讃岐國分寺(寺址、國寶建築、および彫刻等)

組合員約二〇〇名參集し忘れられんとする日本美術文化の研究に

多大の成果を收めた。

(四) 其の他の講習研究会

梅根氏講演會・放送教育研究会・理科研究会・石黒氏講習會・習字講

習會・育ろう教育研究会・數學教育研究会・圖工教育研究会・音楽コンクール大會等に對して共催又は後援として補助金を出し多大の成果を收めた。

(五) 教育美術展

一、日時 昭和二十四年十一月三、四、五、六の四日間

二、場所 香川縣教育會館

三、目的 文化の日を朴し教育會館落成記念行事の一環として縣下

小、中等學校の圖畫・工作・習字教育の振興を計る

四、種目 圖畫・工作・習字

五、要項

1、各支部で豫選をした優秀作品を展覽した、

2、教育的見地に立つて良心的に計畫並びに審査等を行つ

た、

二、編集出版関係

(一) 夏休みの友、並びに日記帳

一、夏休みの友―日本印刷で昭和二十四年七月五日印刷

二、日記帳―四國圖書株式會社で昭和二十四年七月一日發行友は

出版部數内容等に於て昨年度に比し一段の進歩があつた。特に日

記帳は新しい試みであり不安もあつたが友との抱合せにより成

果を收めた。

(二) テストブック

新教育の反省として、兒童の學力低下が叫ばれている。出来るだけ客

觀的に兒童の能力、學習力をテストすることにより今後の指導の一助

にもと思ひ編集を決意した。多くの不備な点があるが、協力校と提携し検討の結果更に来年度はより完全なテキストブックを編集したいので、實際家の助言を期待してやまない。

一、目標

- 1、教科書學習を助けようとした。更に新しい學習をはじめるといふことができていようか、その判定の上に役だてようとした。
- (イ) 材料を文部省の教科書からとつた。
- (ロ) 子どもの能力を分析してその最低基準を考えた。
- 2、コースオプスタデイの改訂の方向に即して目標を検討しそのもとに修正を試みた。
- 3、標準検査の方向をとろうとした。年齢相應の發達をとげているかどうかの判定に利用しようとした。

二、種類規格並に編集責任者

- | | | | | |
|----------------------------|----|------|----|------|
| 1、小學校三年用 114頁 A・4(210×297) | 國語 | 三宅春士 | 算數 | 吉田 勇 |
| 2、〃 四年用 三頁 | 〃 | 石尾義孝 | 〃 | 西尾嘉廣 |
| 3、〃 五年用 〃 | 〃 | 野田 弘 | 〃 | 森 季高 |
| 4、〃 六年用 〃 | 〃 | 香川 茂 | 〃 | 藤村晴雄 |

三、印刷其他

- 1、日本印刷で印刷(昭和二十四年十月二十五日)
- 2、各種とも實費頒布

(三) 冬休みのワークブック

夏休みの友の批判にこたえて新しい構想のもとに自信と責任をもつて編集した。

一、特色

- 1、一貫したカリキュラムのもと体系ある學習活動のまとまりをもとめたこと。
- 2、コースオプスタデイを検討し、縣下の實情にそふことにつとめたこと。
- 3、つねに客觀テストの方向をめざし、程度を平易にし楽しく冬休

- 4、ワークブックに改編し技術練習を重視し特に中學校に於ては批判にこたえて教科の線をとりのりたこと。
- 5、体裁を子供に親しまれるよう大型(四六倍判)にあらためたと。

二、種類規格並に編集責任者

- | | |
|----------------------------|------|
| 1、小學校一年用 114頁 B・5(182×257) | 野田 弘 |
| 2、〃 二年用 〃 | 藤村晴雄 |
| 3、〃 三年用 〃 | 三宅春士 |
| 4、〃 四年用 〃 | 北岡武雄 |
| 5、〃 五年用 〃 | 佐柳 正 |
| 6、〃 六年用 〃 | 宮本二郎 |
| 7、中學校一年用 〃 | 香川 茂 |
| 8、〃 二年用 〃 | 富永 勝 |
| 9、〃 三年用 〃 | 石尾義孝 |

三、印刷其他

- 1、愛日印刷で印刷(昭和二十四年十二月一日)
- 2、各種とも實費頒布

(四) 日記帳

新しい教育は、子供を育てなければならぬ。子供の生活は、子供が生活をかく事によつてのみ高まると信じて、新しい企畫のもとに編集した。

一、特色

- 1、子供の生活を、廣く深く、のぼさうとつとめたこと。
 - 2、文學込味にださず、自然のうちに、日記帳のつけ方を休得するようにつとめたこと。
 - 3、表現力が自然に育つように工夫したこと。
 - 4、社會的事業にめを開くように努力したこと。
- 二、種類規格並に編集責任者
- 1、一、二年用 100頁 B・5(182×257) 三宅春士 野田 弘

2、三、四、五年用	七二頁	A・B(149×210)	三宅春士	神原萬吉
3、五、六年用	同	同	野田 弘	佐柳 正
4、中學生用	同	同	香川 茂	富永 勝

各種共一月一日より三月末日まで使用できる。

三、印刷其の他

- 1、日本印刷で印刷（昭和二十四年十二月一日）
- 2、各種とも實費頒布

三 人事關係その他

(一) 確約書に關する件（指令第三號）

左の確約書を昭和二十四年八月十日までにとつた。
 一、分會に於て校長と職場組員と相互間に「犠牲者を出さぬ」といふ確約書。
 二、支部に於て教育委員會事務局出張所に對して「首切りをしない」といふ確約書。

(二) 捺印拒否に關する件（指令第四號）

強制辭表に對して捺印を拒否する斗争を左記により實施した。
 一、強制退職（本人の意志でない退職）に關する交渉があつた時は直ちに分會並びに支部本部の人事委員會に連絡をとり絶対に個人的に處理しないこと。
 二、強制辭表に對して捺印しないといふ誓約書を八月十日までに各分會で二通作り一部は支部、一部は分會に保管すること。

(三) 不當轉任拒否誓約書に關する件（指令第五號）

定員定額の決定に伴つて豫想される人事異動に際して不當轉任拒否誓約書を八月十日までにとり、不當轉任拒否を果敢に斗つた。
 一、各分會にて不當轉任（本人の諒承しない轉任）拒否誓約書を二部作制し一部は分會、一部は支部に保管せよ。
 二、不當轉任が豫想された場合は直ちに分會並びに支部本部の人事委員會に報告せよ。
 三、異動發表後に於ける説明書の交付公開審理等については次期に指

令をする。

(四) 欠員補充斗争に關する件（指令第六號）

定員定額制打破の一環として欠員補充斗争を左記により斗つた。
 一、定員とは此の場合その學校に四月當初に割當られた教員數をいう
 二、欠員が生じた場合は教育の實狀を訴え直ちに補充して貰うべく強力に出張所教育委員會等に要求せよ。
 三、兒童、生徒、PTA、父兄、町村長、友誼團體等に働きかけ、欠員補充署名、出張所、教委等に對して共に陳情等をせよ。
 四、欠員補充斗争状況を支部及本部に連絡せよ。

(五) 説明書の交付並びに審査要求に關する件（指令第九號）

八月末人事異動により本人の意に反した降任、免轉その他いぢるし不利な處分を受けたと思料する場合は、説明書の交付並びに審理を要求するよう指令した。
 一、説明書の要求は特定の様式がないので、八月末人事異動についての説明書交付を請求すればよい。
 二、審査要求は説明書の交付を受けて納得の出来ない場合、受領した後三十日以内に請求すればよい。

(六) 昭和二十四年度小學校教員臨時養成に關する件（昭和二十四年十月二十八日）

標記の件に關して左記五項目を要望し強力に斗つた。
 一、入學中は原則として現職有證とし身分並びに生活を保障すること。
 二、入學によつて生ずる欠員は速やかに補充すること。
 三、助教諭全員が短期間に資格更新が出来よう考慮すること。
 四、選拔は性別年齢小學校助教諭中學校助教諭等に拘泥せず民主的に行うこと。但し勤続年數を尊重すること。
 五、中學校教員の臨時養成についても考えること。
 六、香川大學に於て五十名、現職のままで入學することに決定し十二月一日より入學している、手當の件については未解決であるが約一〇〇〇一五〇〇圓位支給される豫定。

(七) 新制高校入學對策に關する件

標記の件について十月に各支部より中、高代表各々一名と私立學校より三名の代表者をもつて對策委員會をもち左記の結論を得た

一、中學校卒業で高等學校に進學希望を有するもの、中、高等學校の課程を履修するにたえるものは全部入學させること

二、高等學校の中實業科課程及家庭科課程への進學希望者の少いのは一つには中學校側の進學指導に欠くる所の多かつたことにも依るがまた一面實業課程、家庭科課程の施設不充分に因由する教育効果不徹底による点が多いと思われるので設備充實に格別の努力をすること

三、既決の學區制に固執することなく其の後の實狀に應じ逐次適正に修正すること

四、學區制を採用する以上學校差をなくすることが當然考えられなければならぬ、その爲には新設の學校又は設備不十分な學校に對しては特にその充實に努力をすること

五、選拔を行う場合は次の方法によること

學力テストは縣教育委員會の責任に於て實施すること

問題作製は中學校、高等學校両方からの代表者を以て問題作製委員會を組織し、新教育の精神に叶う様な模擬問題を作製しこれを一般に公表すること、選考の爲の實施問題は前記模擬問題に類するものを高等學校側委員で作製し、これを全縣一齊に各高等學校に於て實施し志願者の個人成績を出身中學校長に通知する、高等學校にその成績と中學校長より提出の内申とによつて選考すること

中執としては以上の結論にもとづき教委に交渉し畧要望通りになりつつある。

給對部

一、賃金問題

1、昇給昇格

三月末以降法により定められた最低線である昇給昇格問題は、屢次

の要望交渉にも拘らず常に定額の未決定を唯一の理由として實施にならず遷延を重ね何等進展せず行惱の段階にあつた、十一日定額の決定を見るにいたり新に交渉を開始十二月五日教育委員會に於ては遂に全面昇給（之が法にゆるされた最低線であるが）を決定した。然るに教委は知事との交渉に於て從來の態度を改めず、縣下の教育實態を忘れたらずに知事にこびるの余り該當人員の六割余しか昇給し得ない所の豫算で知事に屈伏するに及んで事態は最悪の段階に突入した、十二月縣會に於ける吾々の斗争の成否こそこの運命を決するもので、最善の努力を拂つて此の問題を解決する必要がある。

2、賃金ベースの改訂

日教組の一万一千圓ベース要求をはじめ各等組のベース改訂斗争は國鉄仲裁裁定、人事院勧告を契機にし、之に越年資金問題もからまり一大政治問題と化し絶對多數を誇る民自黨、吉田内閣の低賃金政策も一大難局に直面している。

3、男女差是正

教組結成以來の問題も逐次機が熟し十月是正することになつたが、教育委員會並に事務當局の不誠意により極めて不合理なごく一部の是正に終つた

4、其の他の是正

・師卒二部と一部の問題、頭打ちの問題、新任給の問題等山積する不合理的正問題も、十二月五日教育委員會で實施に決定したが十二月九日の知事交渉により大中の豫算削減により見通しはなくなつて來ている

5、給與苦情處理

組織を通じ或は個人で給與問題についての苦情の本部に持込まれた問題は五十件を越したその内間違ひは總て訂正する如く交渉し或は指導した、是正を要する問題は其の都度要求した。然し豫算の關係で解決の困難なもの多く一部の解決に終つたのは甚だ遺憾である。

二、其の他の給與

- 1、旅費・頭初一人二〇〇〇圓（赴任旅費を含まず）であつたが十月縣會に際し強力な交渉の結果一應一人三〇〇〇圓（赴任旅費を含む）に決定した。然しその内には僻地特別旅費も含まれているので實質的には一人二二五圓となり不満足な結果に終つた。
- 2、僻地手当、頭初豫算は昨年度の三分の二に過ぎず十月縣會に際し旅費外に昨年通り支給する様交渉したが遂に旅費の枠内に於て支出することに決定した。
- 3、日宿直手当、本年四月より三七ベースにて支給された。然し法により超過勤務手当となつてより之が實現に邁進して來た。然し遂に教育委員會も法に定められた超勤を認めず十月縣會に於て四月以降六三ベース定額にて支給することに決定、尙一―三分分については一應十二月縣會にゆずることゝなつた。
- 4、越年資金十一月一人二月分を要求交渉に入つたが中央縣を通じ出せることには決定したが金額方法等は今後の問題として残されていゝる、年末も差迫り之が解決は焦眉の急務である。

調査部

- 一、教育白書の作製
教育防衛斗争の一環として二月近くの日時と數十種の調査をもとゝして八月完成縣下有識者に配布本縣教育の現状を認識せしめた。
- 二、調査事項
教組斗争の基盤として面倒な然し重要な調査を必要に應じ次記の如く行つた。
旅費調査
基本調査
父兄調査
兒童調査
勤務時間調査
男女差是正調査
學校給食調査

- 生理休暇調査
- 産休調査
- 支給金額調査
- 教育白書調査
- 昇給昇格調査

情宣部

- 去る五月の臨時大會以降香教組の總力を結集して斗つた教育防衛斗争を中心に組合員、一般大衆の宣傳啓蒙に努め斗争の推進に寄與した
- 一、教育防衛斗争
1、教育防衛斗争の手引
教育防衛斗争の構想と内容を詳細に記載し、組合員一般大衆の啓蒙の基礎資料とした。
 - 2、教育防衛斗争の指針
「斗争の手引」を集約して縣下の組合員に一枚宛に配布し斗争の意義と必要性認識の一助とした
 - 3、一筆斗争
縣下各界層の著名士に質問書を提示、教育豫算に關する意見を聞き二回に亘つて四千枚を縣内外の各種機關に配布して大衆の輿論喚起の資料とした
 - 4、ピラ、傳單、ポスター等
一般大衆の宣傳啓蒙を目標とし教育豫算増額標語をピラとして六千枚、教育豫算増額の趣旨書を傳單として二十万枚、教育の危機を訴えるポスターを一千枚印刷してこれを適切に配布した
 - 5、プラカード移動展
香川縣下の教育の實態をプラカードとして高松市内の目抜き通りで移動展を行い多大の成果を擧げることが出来た
 - 6、標語募集
教組の教育豫算獲得斗争を一般の者に理解して貰う一方法として標語募集を行い應募者約三五〇名につき厳選の結果一危機だ六三確保

だ豫算」が一等となりピラとして縣下に配布した。

7、懇談會等の開催

教育防衛斗争の促進のため國會議員、教育委員、縣會議員、新聞記者等との懇談會を時宜に應じて數次に亘り開催した。

二、香川教育

組合員に讀まれない悪評の強い「香川教育」の内容刷新には特に留意し記事の平易化を中心に改善に努めた

三、教育関係職員録の發行

教育関係職員録については特に住所を入れて内容を充實したものとした

厚生部

一、共済組合関係

共済組合の運営については教組側五名、事務局側五名よりなる運営審議委員會の會議を経て之を行つてゐる。

1、長期給付、助教等恩給法の對象となつていない組合員の退職後に備えてこれに代わるものの設定を組合員の聲として要望中のところ
十月一日より長期給付という形で退職金、年金の制度が施行されることになり、既に事務局側をして都市毎にこれの周知會を持たしめた。

2、短期給付

イ、各種給付が従来おくれ勝ちであつたのを請求があつてから一ヶ月以内に支給するようにした。特に分娩給付は、その特殊事情により請求のあり次第優先的に處理する。

ロ、請求事務の簡素化

・分娩費は従來請求書に添付した戸籍抄本はこれを産婆若しくは醫師の分娩證明書でよいこととした。
・保育手當の請求は學校長の認可があればよいこととした
ハ、休職者は従來「常時勤務に服しないもの」としてこの法の適用外にあつたが、これの適用をうけることとした、従つて掛金納入

の義務と本人並に家族に對する諸給付を受ける権利があるわけである。

ニ、教職員保養所の設置を要望している。

二、物資関係

本年度頭初の書記局運営方針により配給物以外は取扱はないことを原則としているが、その他のものについては支部厚生部へ斡旋することとした。

1、學徒用物資

イ、教育ノートの取扱

・かねて配給機構の民主化をその筋に要望しておいたが本年度第二、四半期より配給規則が變更された。

・この線により生産者と消費者と直結するため卸機関並にこれ等と結した一部官僚の壓迫デマ宣傳に抗して、全組合員の協力のもとにこれが實現には中執の總力をつくした。

・結果として割當數量の九割を我々の手によつて生産者から直接消費者に渡すこととなり、縣下を通じて六十萬圓の節約となつてゐる。

・末端分會での配給に際して協定價格（卸價格）或は公定價格（小賣丸公）を上廻つて配給した學校もあり、反對側業者の摘發によつて經濟調査廳の活動となり、統制違反として檢察廳にまわらるおそれがあつたので最近分會に葉書を出して反證の調査中である。

ロ、學童用布靴配給斡旋

支部の要請のあつたところへは布靴の配給について、規則の研究業者との交渉をなし、各校へは違反行為についての經濟部長の通牒に對する解釋文を葉書で通知した。

2、組合員用物資

イ、放出布靴の配給第一回分二三〇〇足はすでに配給完了第二回分は目下入荷中近日配給の豫定

ロ、放出毛織物本縣への割當全數量着荷、豫約者には配給完了

目下豫約外の荷物が着いたので希望者を募集している。主として
 オーバ地で品質は極めて優秀である。
 ハ、ハンカチーフ、割當數三〇〇〇枚の配給をした
 ニ、理科藥品豫約校一四六校に對して配給したがまだ、二校分が届
 いていない
 ホ、殘品整理、本年度末を目途として處分を急いでいる。

三、互助會

- 1、清算促進
- 2、今後の問題として、新しく互助會(仮稱)設立のため來年度は縣費一〇〇〇万圓の補助金を要求している。

大會議題

教育豫算要求の件

決議文

荒廢せる祖國を再建するの方途は一にかゝつて教育の振興にあることを確認する我等七千の教職員はあらゆる悪條件と斗いつゝひたすら職場を守り來つたのである。
 然るに昭和二十四年度に入るや余りにも現實を無視せる定員定額制の強行均衡豫算に名をかる教育豫算の削減等により漸く軌道に乗らんとした民主教育を後退せしめ指導面に於ける新教育教育公務員特例法に於ける教員研修等豫算の裏附なき空念佛と化し去らんとし我々の努力にもかかわらず香川縣教育は正に崩壊しつゝあると斷ぜざるを得ない。

大會議題

香川縣教職員組合規約改正案

然してこの崩壊の現實を救い縣下の民主教育を建設するものは我等七千教職員の唇一層の努力とその裏附となる教育豫算の確保にある。
 我等はこゝに縣下教職員七千が彌増す自戒精進をなす決意なることを表明すると共に左記最低限の要望を豫算化されんことを要求するものである
 右決議す。

記

一、定員關係

- 1、結核療養者、産休、未復員、休職、養護教諭、事務職員を定員の枠外として縣費で支辨すること
- 2、事務局職員を定數條例の線まで豫算化すること

二、給與關係

- 1、僻地手當の豫算化(特別旅費)
- 2、日宿直料六三ベース一三分の支給
- 3、事務職員の超過勤務手當の豫算化
- 3、私立學校補助費増額(職員一人月額一、〇〇〇圓)
- 四、香川大學の豫算化促進
- 五、越年資金月収二ヶ月分の支給
- 六、研修費 一人一ヶ月五〇〇圓支給
(大學高専、私立學校を含む)

昭和二十四年十二月十八日

香川縣教職員組合

第十回臨時大會

項目	修正	現在規約	改正規約	備考
第七條	この組合は香川縣内の各都市に支部をおく	この組合は次の郡市別支部並に學校種別支部をおく		並に國

削 正 並 に 除	修 正	修 正	修 正	修 正	挿 入	修 正	挿 入 並 に 正	削 除
第三十一條 中央執行委員は大會に於て選出され 大會選出の中央執行委員を出さない支部及び	第三十條 書記長、書記次長、會計長は大會にお いて選出し	第二十九條 中央執行委員長中央執行副委員長は 大會に於て選出する	第二十六條 中央委員は各支部より五名選出する 尙各専門部より一名の中央委員を選出するこ とが出来る	第二十五條 代議員は大會毎に各分會より一名選 出される	第二十三條 組合員は組合規約のもとに平等であ る	第十八條 中央委員會は次のことを決める 二 各部細則並に規則の決定	第九條 大學専門部 私立學校部 6 5 私立學校部	第九條 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 高松支部 坂出支部 丸亀支部 小豆支部 大川支部 木田支部 香川支部 綾歌支部 仲多度支部 三豊支部 大學高専支部 私立學校支部
同	同	同	同	同	同	新 法 に よ る 組 上	補 正	第七條 修正に よる

大會議題

地方公務員法斗争に関する件

一、提案理由

地方公共団体に働く労働者を全体の奉仕者という美名の下に團結権團體交渉権はもとより政治活動の自由さえ制限し、地方自治体の自主性を國家權力によつて強制しようとする地方公務員法に反対すると共に教育職員の特異性にかんがみ、これが適用から除外し更に進んで教育關係労働法の單獨立法を要望する

二、斗争の目標

- 1 團結権團體交渉権を確保する
地方公務員法の教職員適用を排除し、別途に教育關係労働法の立法措置により團結権、團體交渉権を確保する。
- 2 連合組織の制限をすべて排除する
當該地方公共団体との連合組織の制限或いは否認に関する條項はすべて削除する。

三、斗争の方法

- 3 政治活動の自由を確保する。
國家公務員法第二條を援和し同條に基づく人事院規則の準用による地方公務員の政治行為制限規定を撤廢する。
- 4 各條項の施行期日を同一にし且つ延期する。
各條項の施行期日の相違を統一し公布後最低六ヶ月とする
- 1 第七國會を目標としあらゆる方策を盡して強力な斗争を推進する
- 2 組合員の宣傳啓蒙を徹底的に行い組織的な力を中央に結果する
- 3 民主的團體と提携協力し世論を結集して政府國會に對し働きかける。
- 4 各政黨、國會議員の一人々々に徹底的な働きかけをする。
- 5 關係方面に對する充分なる理解と援助を求める。

決議文

憲法が保證している基本的人權は公務員といえども制限されるべきではない。さる臨時國會に提出された地方公務員法によれば政府が地方公務

修正	挿入	挿入	修正
			<p>専門部は中央執行委員を選出することができ</p> <p>第三十四條 この組合を代表して日本教職員組合の役員並に中央委員となる者は大會で選出する</p>
			削除
			<p>第三十五條 この組合より選出する日本教職員組合の役員並に中央委員代議員は組合員の直接無記名投票によつて選出する</p> <p>第四十條 この組合のすべての財源及び使途主要な寄附者の氏名並に現在の經理狀況を示す會計報告は、組合員によつて委嘱された公認會計士又は公認計理士による正確であることの證明書とともに毎年一回以上組合員に公表しなければならない</p> <p>第四十一條 共濟事業その他福利事業のための特設した基金を他の目的のために流用しようとするときは大會の決議を経なければならぬ</p> <p>第四十六條 この規約は昭和二十四年十二月十八日から實施する</p>
修正			修正

員の特殊性を無視し地方公共団体に働らく労働者を全体の奉仕者という美名で團結權、團體交渉權はもとより政治活動の自由さえ制限しようとしており地方自治はこゝからも崩壊せんとしている。剩る教育行政機構は形式的な民主化体制がとられても實質的には官僚的となりやすいものであり、教育が不當なる権力支配に隷屬することを排除し教育民主化の前提条件である教職員の自主性が確立されるためには教員自身の自由と責任に於て常に適正なる労働條件が保證されるような法的措置が講ぜられるべきである。

こゝに於て香川県七千の教職員は違憲的の地方公務員法に反対すると共に團結權、團體交渉權、政治活動の自由を確保した教育関係労働法の早急なる立法を要望するものである。右決議する。

昭和二十四年十二月十八日

香川県教員組合第十回臨時大會

大會議題

教育財政の確立に關する件

一、提案理由

一、今回の税制改革によつて義務教育費國庫負担金は廢止され一般平衡資金に統合されて教育費はすべて地方財政の負担にうつされようとしている。

二、義務教育費國庫負担金は義務教育に要する経費の大半を占め、國家による財政的保障によつてわずかに義務教育の機會均等と最低基準が維持されて來たのである。

三、一般平衡資金によつて地方財政の調整はある程度可能であるとしても教育の妥當な水準が維持されることは非常に困難となり、教育の機會均等と義務教育の無償を規定した憲法第二十六條は全く死文となるであらう。

四、教育費は大巾削減の對象となり廢止さるべき寄附金は増加して父兄の個人負担を一層増大し教育はその自主性を失つてPTA等の外部勢力に支配されるようになり、民主日本再建の基盤なる教育の復興は重大なる事態に直面するであらう。よつて教育財政の確立に關し左記の提案をする。

記

一、斗争の目標

教育の機會均等を保障する教育財政の確立を圖るため次の二項目を強力に斗争

一、義務教育費全額無償を裏付ける標準教育費確保の義務規程を立法化する。

1、標準教育費を支出しなければならない義務規程を立法化する。

2、標準教育費をこえて支出することができ、これを獎勵することを明瞭にする

3、標準教育費算出方法を改善する。

4、民主的な委員を設け標準教育費を決定する。

二、教育財政の責任は府縣教育委員會を主体とする。

1、教育委員會法を改正し都道府縣並びに五大都市の教育委員會に財政權を與える

2、教育行政並びに財政の担当を現在に於いては都道府縣並びに五大都市の教育委員會を主体とする。

二、斗争の方法

地方公務員法斗争要領によつて斗争。

香教組會計一覽表

會計名	収入	支出	残高	備考
一、本部一般會計	3,051,109.25	3,034,154.58	16,954.67	24.11.30現在
二、厚生部特別會計	6,815,591.23	6,660,607.11	154,984.12	24.11.30現在
三、文化部特別會計	367,233.34	321,999.50	45,233.84	24.11.30現在
四、斗争特別會計	394,510.00	377,131.30	17,378.70	24.11.30現在
五、救援特別會計	172,600.00	0	172,600.00	24.11.30現在
六、香川教育特別會計	120,346.64	98,821.95	21,524.69	24.11.30現在
七、教育會館建設特別會計	5,332,202.00	5,242,047.54	90,154.46	24.11.30現在
八、教育會館運営特別會計	185,120.00	135,912.40	49,207.60	24.11.30現在
九、日教組斗争資金カンパ特別會計	6,661.00	0	6,661.00	24.11.30現在
十、自由世界勞連代表派遣資金カンパ特別會計	614.00	0	614.00	24.11.30現在
十一、見舞金特別會計	124,778.83	96,095.00	28,683.83	24.11.30現在
十二、職員名簿特別會計	41,245.00	30,745.00	10,501.00	24.11.30現在
十三、テストブック特別會計	16,664.00	0	16,664.00	24.11.30現在
十四、完全なる夫婦特別會計	7,596.00	0	7,596.00	24.12.3 文化部特別會計へ繰入れ本會計終了
十五、繪の具代特別會計	549,996.00	543,792.00	6,204.00	24.6.16 一般會計へ繰入れ本會計終了
十六、同窓會名簿特別會計	7,095.00	7,095.00	0	24.7.13 本會計終了
十七、香川年鑑特別會計	6,1520.00	57,650.00	3,870.00	24.7.24 一般會計へ繰入れ本會計終了
十八、觀光博覽會入場券販賣特別會計	7,125,092.48	7,056,456.63	68,635.85	24.10.11 厚生部特別會計へ繰入れ本會計終了
十九、労働會館建設資金特別會計	111,560.00	111,560.00	0	24.10.11 本會計終了
二十、夏休みの友特別會計	4,666,675.36	4,666,675.36	0	24.11.30 本會計終了

一、本部一般會計

(一) 試算表

借方	科目	貸方
45,004.16	前年度繰越金	
2,449,730.76	組合費	
288,176.00	日教組受入	
268,198.33	その他	
	豫算支出	2,961,554.58
	救援費	72,600.00
	残高	16,954.67
3,051,109.25	合計	3,051,109.25

(二) 組合費納入一覽

支部名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
高松	53,334.00	56,619.00	57,348.00	56,876.00	53,210.00	53,766.00	53,726.00		384,879.00
坂出	21,129.00	21,631.40	21,456.00	23,624.00	22,763.00	22,907.00			133,510.40
丸龜	17,137.00	17,321.00	17,097.00	16,986.00	16,899.00	17,355.00	16,781.00		119,576.00
小豆	24,816.39	29,482.49	27,588.44	12,800.00	8,920.94				102,808.26
大川	43,982.00	42,802.00	41,687.00	42,716.00	40,661.00	31,430.00	14,328.00		257,606.00
木田	35,441.00	35,420.00	33,990.00	33,962.00	33,962.00	33,962.00			206,737.00
香川	37,830.00	46,603.00	37,964.00	37,601.00	36,732.00	9,828.00	33,795.00	16,899.00	257,252.00
綾歌	45,981.00	45,981.00	45,981.00	45,981.00					183,924.00
仲多度	59,875.00	51,741.00	55,264.00	43,855.00	65,083.00	35,000.00	35,000.00		345,818.00
三豊	48,000.00	47,720.00	76,276.95	52,336.35	75,000.00	74,342.80	83,944.00		457,620.10
合計	387,525.39	395,320.89	414,652.39	365,937.35	353,230.94	278,590.80	237,574.00	16,899.00	2,449,730.76

(三) 豫算支出

款 項 目	豫 算	支 出	豫算残額	備 考
一、派遣費	614,000.00	602,016.00	11,984.00	
1、日教組關係費	459,000.00	451,194.00	7,806.00	
イ、中執委	14,000.00	14,000.00	0	
ロ、中央委員	79,000.00	19,640.00	59,360.00	
ハ、代議員	198,000.00	264,000.00	△ 66,000.00	
ニ、専門部長	60,000.00	58,490.00	1,510.00	
ホ、連絡員	108,000.00	95,064.00	12,936.00	
2、四協關係費	87,000.00	88,540.00	△ 1,540.00	
イ、四協委員	34,000.00	43,050.00	△ 9,050.00	
ロ、専門部長	24,000.00	15,330.00	8,670.00	
ハ、連絡員	29,000.00	30,160.00	△ 1,160.00	
3、其の他	68,000.00	62,282.00	5,718.00	
イ、縣外派遣	27,000.00	30,740.00	△ 3,740.00	
ロ、縣内	41,000.00	31,542.00	9,458.00	
二、會議費	308,000.00	115,722.00	192,278.00	
1、大會費	160,000.00	42,832.00	117,168.00	
イ、旅費	150,000.00	34,532.00	115,468.00	
ロ、會議費	10,000.00	8,300.00	1,700.00	
2、中央委員會	110,000.00	29,585.00	80,415.00	
イ、旅費	99,000.00	27,815.00	71,185.00	
ロ、會議費	11,000.00	1,770.00	9,230.00	
3、中央執行委員會費	27,000.00	8,990.00	18,010.00	
4、特別委員會費	38,000.00	34,315.00	3,685.00	
イ、旅費	27,000.00	32,329.00	△ 5,329.00	
ロ、會議費	11,000.00	1,986.00	9,014.00	
三、事業部費	215,000.00	224,343.50	△ 9,343.50	
1、事業部費	215,000.00	224,343.50	△ 9,343.50	

イ、庶務部	171,000.00	155,144.00	15,856.00
ロ、財政部	7,000.00	7,557.00 △	557.00
ハ、給對部	15,000.00	11,309.50	3,690.50
ニ、文化部	15,000.00	30,483.50 △	15,483.50
ホ、厚生部	7,000.00	19,849.50 △	12,849.50
四、専門部費	228,000.00	38,583.00	189,417.00
1、専門部費	228,000.00	38,583.00	189,417.00
イ、婦人部	14,000.00	15,497.00 △	1,497.00
ロ、青年部	14,000.00	2,760.00	11,240.00
ハ、幼稚部	7,000.00	1,466.00	5,534.00
ニ、小学校部	7,000.00		7,000.00
ホ、中学校部	7,000.00		7,000.00
ヘ、高等学校部	34,000.00	13,290.00	20,710.00
ト、大學高專部	11,000.00	1,180.00	9,820.00
チ、私立學校部	90,000.00	910.00	89,090.00
リ、持殊	3,000.00		3,000.00
ヌ、事務官部	34,000.00	2,980.00	31,020.00
ル、實教部	7,000.00	500.00	6,500.00
五、書記局費	1,196,000.00	1,264,668.08 △	68,668.08
1、執行委員費	748,000.00	767,106.00 △	19,106.00
イ、旅費	81,000.00	124,195.00 △	43,115.00
ロ、專從者俸給	397,000.00	425,351.00 △	28,351.00
ハ、行動費	270,000.00	217,640.00	52,360.00
2、事務員費	276,000.00	194,183.00	81,817.00
イ、旅費	36,000.00	8,370.00	27,630.00
ロ、俸給	225,000.00	176,766.00	48,234.00
ハ、行動費	15,000.00	9,047.00	5,953.00
3、事務費	150,000.00	227,128.08 △	77,128.08
イ、備品費	15,000.00	18,401.00 △	3,401.00
ロ、消耗費	15,000.00	34,601.50 △	19,601.50
ハ、印刷費	15,000.00	26,010.00 △	11,010.00
ニ、通信費	90,000.00	113,709.16 △	23,709.16
ホ、圖書費	15,000.00	34,406.42 △	19,406.42
4、其の他	22,000.00	76,251.00 △	54,251.00
イ、接待費	7,000.00	22,518.00 △	15,518.00
ロ、事務所費	15,000.00	53,733.00 △	38,733.00
六、負担金	832,000.00	714,977.00	117,023.00
1、負担金	832,000.00	714,977.00	117,023.00
イ、日教組組合費	702,000.00	572,000.00	130,000.00
ロ、縣勞連	23,000.00	2,700.00	20,300.00
ハ、教復	45,000.00	7,027.00	37,973.00
ニ、臨時負担金	62,000.00	133,250.00 △	71,250.00
七、豫備金	300,000.00	1,245.00	298,755.00
合計	3,693,000.00	2,961,554.58	731,445.42

註 △は支出超過

二、厚生部特別會計

借	方	科	目	貸	方
	941,150.00	厚	生	資	金
	631,592.00	學	童	資	金
	2,157,400.00	服	地	代	第
	259,900.00	服	地	代	第
	22,400.00	高	松	支	部
	97,840.00	買	掛	支	部
		賣	掛	支	部
		出	資	金	
		仮	渡	金	
		現		金	
		商	品	殘	
					328,729.80
					491,655.25
					30,000.00
					2,809,620.00
					154,984.12
					295,292.83
	4,110,282.00	合	計		4,110,282.00

三、文化部特別會計

(一) 試算表

借	方	科	目	貸	方
	86,064.00	前	會	計	繰
	267,633.34	編	集	費	戻
	13,550.00	そ	の	他	の
		教	育	研	究
		教	育	美	術
		夏	休	の	友
		冬	休	の	友
		日	記	帳	編
		テ	ス	ト	ブ
		残		金	
					101,742.00
					51,700.50
					142,150.00
					21,816.00
					847.00
					3,768.00
					45,223.84
	367,223.34	合	計		367,223.34

(二) 教育研究活動

梅根氏講演會補助	5,000.00
放送教育總會參加費(2名)	2,000.00
理科研究協力委員會費	5,060.00
教育研究専門委員會費	540.00
石黒氏講習會補助	5,000.00
習字講習會補助	2,000.00
性教育講習講師接待費	900.00
盲教育研究會補助	4,000.00
聾	4,000.00
學校放送研究會補助	2,000.00
ダビンス氏記念圖書	1,800.00
國史講習會補助	2,652.00
圖工教育講習會補助	3,000.00

數學研究會補助	20,000.00
木代先生講習補助	16,290.00
完全なる夫婦	25,500.00
態のしりもち 10冊	2,000.00
合 計	101,742.00

(三) 教育美術展

人件費	3,980.00
ポスター	10,492.00
旅費	6,400.00
会場施設費	13,900.00
バツヂ代	16,065.50
雜費	863.00
合 計	51,700.50

(四) 夏休の友編纂費

編集委員旅費 11回	5,730.00
編集委員會議費	4,690.00
校正費	13,430.00
編集費	111,400.00
その他	6,900.00
合計	142,150.00

備考 23年度中の支出を含まない、

(五) 冬休の友編纂費

編集委員旅費	3,355.00
編集委員會議費	5,250.00
校正費	12,437.00
その他	774.00
合計	21,816.00

(六) 日記帳編纂費

編集委員旅費	150.00
編集委員會議費	320.00
研究資料	377.00
合計	847.00

(七) テトスブック編纂費

編集委員旅費	1,250.00
編集委員會議費	400.00
送料	2,088.00
合計	3,768.00

四、斗争特別會計

(一) 試算表

借方	科目	貸方
44,510.00	繰越金	
350,000.00	渉外費	36,773.00
	中央陳情	195,679.00
	渉外費	81,310.00
	中央陳情	59,990.00
	渉外費	3,200.00
	中央陳情	179.30
	渉外費	17,378.70
394,510.00	合計	394,510.00

(二) 會議費

1. 部長會	22,953.00
2. 中央斗争委員會	8,200.00
3. 擴大斗争委員會	5,620.00
合計	36,773.00

(四) 渉外費 81,310.00

(五) 中央陳情費 59,990.00

(六) 行動費 3,200.00

(七) 雜費 179.30

(三) 宣傳費

教育防衛斗争の手引	22,200.00
斗争指針	7,700.00
白書	58,584.00
ポスター	43,900.00
壁新聞	1,100.00
傳單	31,515.00
ブラカード	3,470.00
廣告	5,900.00
一筆斗争	12,218.00
指針	9,092.00
合計	195,679.00

五、救 援 特 別 會 計

(一) 收入内譯

1、組織費戻入	100,000.00
2、十月分組合費より	33,200.00
3、十一月分組合費より	39,400.00
合 計	172,600.00

六、香 川 教 育 特 別 會 計

(一) 收入一覽

1、支部入金	86,277.00
2、本部販賣	8,025.00
3、雑収入	18,640.31
4、繰越金	7,404.33
合 計	120,346.64

註(1) 支部販賣一覽

支部名	項目	入 金	入金該當號數	残 金	末 納 額
高 坂	松 出	7,616.00	38-60	2,040.00	
丸 小	龜 豆	3,482.00	29-50		680.00
大 木	川 田	1,100.00	28-35		2,599.00
香 綾	川 歌	2,960.00	35-50		740.00
仲 三	多 度 豊	10,785.00	39-60	3,030.00	
		13,360.00	28-60	2,460.00	
		10,371.00	39-60	2,820.00	
		12,994.00	38-60	3,480.00	
		9,200.00	38-50		2,920.00
		14,409.00	40-57	2,520.00	
合 計		86,277.00		16,350.00	6,939.00

(2) 雑収入内譯

廣 告 料	15,000.00
委員會法販賣特別會計より繰入	2,810.31
23年度職員名簿特別會計より繰入	400.00
そ の 他	430.00
合 計	18,640.31

(二) 支出一覽

1、印刷代(36號-52號)	69,675.00
2、郵 送 費	11,398.20
3、用 紙 代	16,098.75
4、そ の 他	16,500.00
合 計	98,821.95

(三) 差引残高 21,524.69

七、教育會館建設特別會計

(一) 試算表

借方	科目	貸方
1,790,000.00	1、第一次組合員寄附	
1,893,810.00	2、第二次組合員寄附	
600,000.00	3、第三次組合員寄附	
1,000,000.00	4、縣費補助	
48,392.00	5、その他の収入	
	6、第一期工事費	4,724,513.04
	7、第二期工事費	330,000.00
	8、備品	187,534.50
	9、残高	90,154.46
5,332,202.00	合計	5,332,202.00

(二) 第二次組合員寄附一覽

支部名	高松	坂出	丸龜	小豆	大川	木田	香川	綾歌	仲多度	三豊	合計
金額	238,300	89,700	79,200	144,600	223,200	168,600	189,300	236,700	269,700	254,510	1,893,810.00

(三) 第一期工事費

款項目	豫算	支出	過不足	備考
一、工事費	3,965,355.00	3,963,485.00	1,870.00	
1、請負契約高	3,817,000.00	3,817,000.00	0	
2、設計變更による増額	148,355.00	146,485.00	1,870.00	
二、契約外工事	558,250.00	181,570.00	376,680.00	
1、水道関係工事費	32,050.00	15,990.00	16,060.00	
2、電気外線並トランス費	26,200.00	26,200.00	0	第二次設計變更
3、硝子費	500,000.00	139,380.00	360,620.00	第二次設計變更
三、工事関係諸費	151,620.00	172,783.04	赤字 21,163.04	
1、設計料	70,000.00	70,000.00	0	
2、監督謝禮	20,000.00	25,000.00	赤字 5,000.00	
3、地鎮祭諸費	8,500.00	8,623.44	赤字 113.44	
4、上棟式諸費	3,110.00	3,110.60	赤字 .60	
5、落成式諸費	50,000.00	66,049.00	赤字 16,049.00	
四、事務費	60,000.00	103,006.00	赤字 43,006.00	
1、上京費		46,920.00		
2、委員會旅費		5,665.00		
3、守衛費		17,400.00		
4、税金		2,931.00		
5、運動費		1,527.00		
6、借入金利子		28,563.00		
五、最低施設費	455,790.00	303,669.00	152,121.00	
1、講堂ごさ	42,660.00	42,660.00	0	第二次設計變更
2、演台、机、椅子	8,130.00	62,850.00	赤字 54,720.00	
3、會議用机、椅子	55,000.00	51,800.00	3,200.00	第二次設計變更
4、ふとん、枕、蚊帳	350,000.00	146,359.00	203,641.00	
合計	5,191,015.00	4,724,513.04	466,501.96	

註(1) 植村組支拂

工 事 費	4,223,525.00
ガ ラ ス	139,380.00
こ さ	42,660.00
外線引込トランス	26,200.00
机	18,800.00
椅 子	33,000.00
合 計	4,483,565.00

(2) 備 品

演台、中椅子、木箱、狀差	33,100.00
机、椅 子	29,750.00
フ ト ン 16流	95,794.00
大蚊帳4枚洗濯賃	1,000.00
敷 布 代	14,560.00
フ ト ン 襟	1,200.00
毛 布 15枚	32,850.00
フ ト ン 運賃	955.00
合 計	209,209.00

(四) 第二期工事費

1、周圍塀新設工事	177,150.00
2、物置及自轉車置場	70,000.00
3、便 所 改 造	11,225.00
4、排 水 工 事	13,600.00
5、補 修 工 事	4,450.00
6、窓 格 子 取 付	21,450.00
7、そ の 他	5,500.00
8、樋	26,000.00
9、雜	625.00
合 計	330,000.00
植村組支拂濟額	330,000.00

(五) 備 品

(1) 施設備品

四角塔文字	1,350.00
石 橋	2,000.00
便所入口板ガラス代	2,834.30
合 計	6,184.30

(2) 會館備品

ラヂオ 1個	9,000.00
時 計 1個	4,500.00
泡沫消火器 7個	11,900.00
自轉車 一台	8,000.00
スピーカ 一揃	37,953.20
金 庫	6,500.00
カーテン	10,224.00
國 旗 2 梳	6,030.00
靴マツト 3個	850.00
黒 板	4,250.00
机 5個	3,000.00
机 1個	350.00
丸卓子 1個	1,100.00
合 計	103,657.20

(3) 宿泊備品

座布團 5枚	3,500.00
座 机 5個	2,488.00
下駄箱 1個	1,600.00
洋服掛 20個	600.00
白 布 代	6,000.00
合 計	14,188.00

(4) 炊事備品

膳 30人分	6,450.00
グ ラ ス 30個	600.00
食 器	9,500.00
湯 沸 8個	1,990.00
盆 5枚	700.00
箸 30膳	360.00
庖 丁 等	9,361.00
ハ ス ケ 等	1,922.00
水道ホース	150.00
合 計	31,033.00

(5) 雜

辯護士謝禮	2,000.00
机、椅子布、鍋、靴ベラ	1,567.00
竹スダレ等	430.00
布スリツバ	2,110.00
出 納 簿	240.00
落成記念講演費	26,125.00
合 計	32,472.00

八、教育會館運營特別會計

(一) 試算表

借	方	科	目	貸	方
	92,070.00	宿 泊	料		
	650.00	和 室	用 料		
	31,750.00	會 議 室	使 用 料		
	22,400.00	講 堂	使 用 料		
	35,000.00	本 部	使 用 料		
	3,250.00	そ の 他 の 收 入			
		人 件 費			32,300.00
		消 耗 費			2,171.00
		薪 炭 料			33,379.90
		備 品 料			13,764.00
		保 險 料			48,000.00
		會 員 券			6,297.50
		殘 金			49,207.60
	185,120.00	合 計			185,120.00

(二) 備品一覽

德 利、 盃	800.00
黑 板	1,146.00
水 ビ ン	550.00
西 洋 皿	1,500.00
ニ ュ ー ム	660.00
税	4,368.00
烙 印	240.00
枕 布	4,500.00
合 計	13,764.00

九、日教組斗争資金カンパ特別會計

(一) 收入一覽

支部名	高松	坂出	丸亀	小豆	大川	木田	香川	綾歌	仲多度	三 豊	合 計
金 額	850.00	353.00	262.00	520.00	332.00	863.00	615.00	824.00	900.00	1,142.00	6,661.00

残高 6,661.00

十、自由世界勞連代表派遣資金カンパ特別會計

(一) 收 入

香川支部 614.00 残 高 614.00

十一、見舞金特別會計

(一) 試算表

借	方	科	目	貸	方
	5,374.00	繰	越		
	89,404.83	基	金		
	30,000.00	日	教 組 上		
		各	種 カ ン		26,095.00
		能	代 見 舞		40,000.00
		ヘ	レンケラ來朝記念講習		30,000.00
		残	金		28,683.83
	124,778.83	合	計		124,778.83

(二) 募金一覽

支部名	高松	坂出	丸龜	小豆	大川	木田	香川	綾歌	仲多度	三豊	合計
金額	12,246.03	7,523.20	262.00	12,204.10	2,126.00	8,628.50	9,509.00	10,466.00	11,440.00	15,000.00	89,404.83

(三) 支出一覽

(A) 各種カンパ

1	第三國体水泳部出場 組合員補助(7名)	4,900.00
2	東洋合成斗争資金カンパ	1,000.00
3	全瀬香川地協見舞	4,000.00
4	末弘博士記念事業募金	13,500.00
5	農民団体協議會カンパ	800.00
6	濱口選手歡迎カンパ	1,200.00
7	遺族厚生會カンパ	695.00
	合計	26,095.00

(B) 能代大火見舞 40,000.00

(C) ヘレンケラ來朝記念事業 30,000.00

十二、職員名簿特別會計

(一) 收入	
支部賣上	34,155.00
本部賣上	7,090.00
合計	41,245.00

註 賣上一覽表

支部名	項目	冊 數	總 額	納入金額	未納金額	備 考
高松	松	127	5,715.00	5,715.00	0	完
坂出	出	76	3,420.00	3,420.00	0	完
丸亀	亀	47	2,115.00	2,115.00	0	完
小豆	豆	81	3,645.00	0	3,645.00	81冊残
大川	川	120	5,400.00	5,400.00	0	完
木田	田	87	3,915.00	0	3,915.00	87冊残
香川	川	161	7,245.00	7,245.00	0	完
綾歌	歌	160	7,200.00	0	7,200.00	160冊残
仲多度	度	228	10,260.00	10,260.00	0	完
三豊	豊	163	7,335.00	0	7,335.00	163冊残
本 部	部	250	11,250.00	7,090.00	4,160.00	92冊残
計		1,500	67,500.00	41,245.00	26,255.00	

(二) 支出	
原稿用紙	720.00
郵便料	25.00
日本印刷支拂	30,000.00
合計	30,745.00
註 日本印刷未支拂額	18,000.00
(三) 差引残高	10,500.00

十三、テストブック特別會計

(一) 收入	
坂出支部	15,000.00
高松支部	1,664.00
合計	16,664.00

十八、観博関係特別會計

(一) 前賣券販賣

支部名	割當券數	返券數	賣上券數	總金額
高松	10,900	349	10,551	783,306.24
坂出	4,300	1,502	2,798	207,723.52
丸亀	3,900	1,053	2,847	211,361.28
小豆	5,400	1,495	3,905	289,907.20
大川	10,000	4,923	5,077	376,916.48
木田	7,200	782	6,418	476,472.32
香川	8,100	1,964	6,136	455,536.64
綾歌	10,400	2,125	8,275	614,336.00
仲多度	10,800	4,221	6,579	488,424.96
三豊	14,000	6,859	7,141	530,147.84
合計	85,000	25,273	59,727	4,434,132.48

1、引受券數	85,000
2、販賣券數	
(イ) 支部販賣券數	59,727
(ロ) 本部販賣券數	1,911
(ハ) 返却	23,362
合計	85,000
3、本部販賣内譯	
(イ) 原價販賣	1,577
(ロ) 80圓販賣	334
合計	1,911
4、利益金	576錢×334=1,923.84錢

註 80圓販賣334枚の内20枚は団体券として販賣する。

(二) 団体券販賣一覽

支部名	券數	總額	支部扱券數	支部分配する利
高松	4,964	397,120.00	3363	9,685.00
坂出	1,117	89,360.00	209	602.00
丸亀	939	75,120.00	646	1,860.00
小豆	1,484	118,720.00	923	2,658.00
大川	3,856	308,480.00	3494	10,063.00
木田	3,096	247,680.00	1215	3,499.00
香川	3,967	317,360.00	3764	10,840.00
綾歌	4,117	329,360.00	3606	10,885.00
仲多度	4,504	360,320.00	4384	12,626.00
三豊	5,593	447,440.00	5544	15,967.00
合計	33,637	2,690,960.00	27148	78,685.00

1、引受券數	34,242
2、販賣券數	
(イ) 支部販賣券數	38,637
(ロ) 本部販賣券數(原價)	625
(ハ) 前賣券轉用	-20
合計	34,242
3、利益金	5.76錢×33,617=193,633.92錢

(三) 利益金

1、利益金	
前賣券	1,923.84
団体券	193,633.92
合計	195,557.76
2、支出	48,236.91
3、殘金	147,320.85

(四) 殘金處理

支部へ配分	78,685.00
本部利益	68,635.85

註 10月1日厚生部特別會計へ本部利益68,635.85は繰入れる。

十九、労働會館建設資金特別會計

(一) 收支一覽

支部名	高松	坂出	丸亀	小豆	大川	木田	香川	綾歌	仲多度	三豊	合計
金額	16,520.00	4,180.00	5,360.00	8,900.00	15,060.00	10,600.00	12,800.00	15,540.00	6,800.00	10,000.00	111,560.00

(二) 支出

労働會館へ111,560.00を寄附する。

註 本會計は10月11日を以て終る。

要 望 書

一、厚生部の運営をもう一段合理的にせよ。

1、盗難に對して責任をもつこと。

2、商品の残無きこと。

3、寶掛金回収を速やかならしめること。

4、借掛勘定の拂過ぎの不合理をなくすること。

5、銀行よりの借入金は速やかに返済すること。

6、兒童資金を速やかに返却する様取計らいたい。

二、帳簿組織並に記入について。

1、教員組合會計一覽表に現われたる各勘定名通りに帳簿を備へ各銀行残高と一致する様圖られたし。

2、發表されたる貸借對照表に於いて貸借反對である。

右様誤りなきよう望む。

昭和二十四年十二月六日

香川縣教職員組合會計監査委員

高	奥	高	森	龍	村
橋	谷	橋	忠	家	上
関	之	都	夫	勇	靖
次	雄	榮	夫	一	之
印	印	印	印	印	印

二十三日

高校部人事委員会（高校部人事に関する件）

二十四日

編集委員会（二十五年後編集計画）

三十日

（テストブック編集に関する件）

三十一日

昭和二十五年四月一日

香川縣教職員組合中央執行委員長井上秀儀

四國民事部 御中

三月分行事報告に關する件

標記の件に關し左記報告致します

記

二日 教育長と交渉

婦人部長会 (香教組大会に關する件)

予算小委員会 (香教組二十五年予算に關する件)

三日 中央執行委員会 (大会議案に關して)

四日 私立学校部四國協議会 (私立学校部に關する件)

五日 教員出身縣會議員との懇談会 (二十五年教育予算に關して)

六日 支部長書記長会 (大会議題の件 中三段階斗争に關する件)

七日 會計査査

香川縣教職員組合

八日 人事委員会 (交換人事に關して)

給与僻地対策委員会 (僻地指定に關して 旅費分配に關して)

四日 私立学校部四國協議会（私立学校部に因する件）
 六日 教員出身野合議員との懇談会（二十五年年度教育予算について）

七日 支部長書記長会（大会議題の件、才三段階斗争に因する件）
 会計監査一

香川縣教員組合

八日 人事委員会（交換人事について）

給与僻地対策委員会（僻地指定について、旅費分配について）

十日 中央執行委員会（大会議案に因する件、大会準備の件）

高校部代議員会（人事に因する件）

十二日 香教組大会（二十五年年度運動方針の件、組合役員改選の件）

十三日 四協~~免許法~~対策委員会（免許法に因する件）

十四日 執行委員会（新執行委員会）

十八日 人事委員会（人事について）

高校部幹事会

二十日 選挙対策委員会（情報交換）

支部長書記長会（才三段階斗争に因する件、支部態勢確立に因する件）

総選出代議士と総務役員との懇談会

三十日 厚生部長会（合服服地分配に因する協議）

CIV. EDUC.

HEADQUARTERS
SHIKOKU MILITARY GOVERNMENT REGION
APO 1050

DAILY BULLETIN }
NUMBER 70 }

Takamatsu, Shikoku
9 May 1949

1. Hqs Detail: The following officers are OD on dates indicated:

Lt	T. M. MYERS	0830 10 May - 0830 11 May	PHONE 4145
Lt	G. J. JONES	0830 11 May - 0830 12 May	PHONE 4145
Lt	B. C. McGOEAS JR	0830 12 May - 0830 13 May	PHONE 4214
Capt	R. J. CHARBONNEL	0830 13 May - 0830 14 May	PHONE 4238

2. Supply: In the future all Status of Equipment Reports on T/A property only will be submitted to I Corps in trip. on or before the 10th day following the close of each quarter.

3. CIE Films: The following CIE films have been received and distributed to Prefectural Film Libraries thru teams:

a. "Seas and Mountains of Scotland" CIE No. 97. Running time 10½ minutes. Promoting the growth of fish in the sea by giving them fertilizer.

b. Stephen Foster Melodies, 3rd edition CIE No. 81. Running time 15 minutes. How he came to write the song "Jeannie With the Light Brown Hair."

BY ORDER OF COLONEL PIGG:

OFFICIAL:

R. A. ROSENKRANZ
1st Lt FA
Adjutant

RA Rosenkranz
R. A. ROSENKRANZ
1st Lt FA
Adjutant

- 13 Mar Shikoku-wide conference of license law counter-measure committee regarding license law.
- 14 Mar Meeting of executive committee regarding new executive committee
- 18 Mar Meeting of personnel committee regarding personnel
Meeting of the directors of the upper secondary school department.
- 20 Mar Meeting of election counter-plan committee to exchange information
Meeting of the heads and chief secretaries of the city and gun branch unions to discuss about the third stage of the strife
Consultation meeting of the prefecture-wide delegates and officers of the prefectural labor union
- 23 Mar Meeting of the heads of the welfare departments of city and gun branch unions to decide how to distribute material for spring suit.
Meeting of the personnel committee of the upper secondary school department to discuss about personnel affairs of the upper secondary school department.
- 24 Mar Meeting of the publishing committee to make plan for 1950
- 30 Mar Meeting of the publishing committee to discuss about publishing test book.

1 April 1950

45-7

- Subject: Monthly activity report for March
- To : Shikoku Civil Affairs Region
- From : Mr. H. Inoue, chairman of the Central Executive Committee of the Kagawa-Ken Teacher's Union
- 2 Mar Negotiation with the superintendent
- Meeting with the head of the women's department of each city and gun branch union regarding mass meeting of the Kagawa Teacher's Union
- Meeting of the Budget Sub-committee regarding the budget of Kagawa Teacher's Union for 1950.
- 3 Mar Meeting of the Central Executive Committee regarding agenda of the mass meeting
- 4 Mar Shikoku-wide conference of the private school departments of the unions regarding private school department
- 6 Mar Meeting with the prefectural assemblyman who was a teacher, regarding educational budget for 1950.
- 7 Mar Meeting of the heads and chief secretaries of the city and gun branch unions regarding agenda of the mass meeting and the third stage of strife.
- Auditing of finance by the auditing committee.
- 8 Mar Meeting of the personnel committee regarding reshuffle of teachers
- Meeting of the committee to set policy regarding allowance for those who teach in remote places. Discussed about designating remote places and distribution of travelling expense.
- 11 Mar Meeting of the central executive committee to discuss about agenda for the mass meeting and to make preparation for the mass meeting.
- Meeting of the delegates of the upper secondary school departments of the gun and city branch unions to discuss about personnel.
- 12 Mar Mass meeting of Kagawa Teacher's Union to decide policy for 1950 and to elect officers of the union.

香教組大会に関する件)

二十五日

中央執行委員会(香教組大会議案に関する件) 縣庁会議結成大会

に関する件 二十五年年度当初予算に関する件)

二十七日

高校部代議員会(人事異動対策に関する件) 香教組大会に関する件)

給与、僻地対策委員会(僻地指定について) 旅費分配について)

二十日

人事委員会(人事異動に関する状況交換) 職員異動方針に対

しての対策、今後の計画)

香川県教育委員会

昭和二十五年三月一日

香川縣教職員組合中央執行委員長御厩秀夫

四國民事部 御中

二月分行事報告に關する件

標記の件に關し左記報告致します

記

三日

救援対策委員会（救援申請処理の件）

四日

高校入学試験対策委員会（高校入試対策について）

五日

人事委員会（人事の異動基本原則並びに一般原則）

六日

中央斗争委員会（第三段階斗争について）

七日

編集委員会（第二卷日記帳編集）

八日

給与僻地対策委員会（僻地再検討について）

九日

支部会計長会議（廿四年度組合費の清算）

香川縣教職員組合

十日

婦人部会（来年度予算に關する件）

松大斗争委員会（第三段階斗争計画について）

香川縣教員組合

五日	中央斗争委員会 (第三段階斗争について)
五日	編集委員会 (第二卷日記帳編集)
六日	給与僻地対策委員会 (僻地再検討について)
七日	支部会計長会議 (廿四年度組合費の清算)
九日	婦人部会 (来年度予算に関する件)
十日	松大斗争委員会 (第三段階斗争計画について)
十日	選挙対策委員会 (参議院議員の選挙について)
十三日	中央委員会 (第三段階斗争計画の件、日教組中央委員会に関する件)
十四日	編集委員会 (日記編集に関する件)
十六日	編集委員会 (一)
十七日	編集委員会 (二)
二十日	香教組大会選挙委員会 (委員長の決定、書記の任命、選挙公示)
二十一日	免許法対策委員会 (免許法認定講習に関する件)
二十一日	教育長と人事問題について、話合
二十三日	選挙対策委員会 (経過報告、情報交換)
二十四日	教育長と交渉
	高校部幹事会 (高校部代議員会開催の件、人事異動対策に関する件)

457

1 March 1950

Subject: Activity report for February
 To: Shikoku Civil Affairs Region
 From: Mr. Mimaya, Chairman of the Kagawa-Ken Teachers' Union
 Central Executive Committee

- 3 Feb. Committee meeting regarding relief policy
 Committee meeting regarding policy for upper secondary school entrance examination
- 4 Feb. Committee meeting to discuss fundamental principles and general principles regarding personal shifts
 Committee meeting of the Central Strife Committee to discuss about the third stage of the strife
- 5 Feb. Meeting of the editing committee to discuss about the second edition of diary
- 6 Feb. Committee meeting to re-investigate policy regarding allowance to teach at remote places.
- 7 Feb. Division head treasurers' conference to liquidate expenses of the teachers' union for the 1949 fiscal year
- 9 Feb. Meeting of the women's department to discuss budget for the coming fiscal year
- 10 Feb. Meeting of the Magnified Strife Committee to plan for the third stage of the strife
 Meeting of the Election Policy Committee regarding election of the House of Councillors
- 13 Feb. Central Committee Meeting to discuss plan for the strife of the third stage and to discuss about the meeting of the Japan Teachers' Union Central Committee
- 14 Feb. Meeting of the Editing Committee regarding edition of diary
- 16 Feb. Same as above
- 17 Feb. Same as above

- 20 Feb. Meeting of the Election Committee of the Kagawa Teachers' Union Mass Meeting to decide a Chairman, appoint a secretary and to notify about the election
- 21 Feb. Meeting of the Licence Policy Committee to discuss about the authorization training course for licence
Talk with the superintendent regarding problems of personal affairs
- 23 Feb. Meeting of the Election Policy Committee to report and exchange informations
- 24 Feb. Negotiation with the superintendent
Directors meeting of the upper secondary school dept. to discuss about holding a delegates' meeting of the upper secondary dept, shifts in personnels and the mass meeting of the Kagawa Teachers' Union
- 25 Feb. Meeting of the Central Executive Committee to discuss about the business to be presented at the Kagawa Teachers' Union Mass Meeting, mass meeting to inaugurate prefectural labor conference and the budget for the early part of 1950 fiscal year.
- 27 Feb. Delegates meeting of the upper secondary department to discuss about the policy for shifts of personnels
Meeting of the Allowance and Remote Place Committee to discuss about designating remote places and distribution of travelling expense.
- 28 Feb. Meeting of personal affairs committee to exchange information regarding shifts of personnels, to plan a counter-measure regarding policy of teachers' shifts and to make future plans.

(457)

Prefecture: Kagawa
 Organization: Teachers Union
 Date: 24 March 1950
 Persons present: Mr Mimaya, chairman Cent'l Exec Comm
 Mr Ueta, Chief Sec
 Mrs Inagaki
 Subject: Activities of TU

1. Is TU, in minds of its members and in opinion of people in prefecture, a professional organization?

Union is new. At last gen'l meet., decided to establ. organiz. to study educ (in culture dept.). Has produced bks for reading during vacation, etc. Are planning to organize bu for prof. work. One of tests of prof. organiz. is its publications.

2. Youth bu.

Still bu for youth & women--except for election of officers. Represen. would be sent from sch. & from youth and women's dept. These represen. would elect exec committee.

3. Teacher Load

Music teacher may teach only 10 hrs--because there are so few classes. Most teachers of music, art, calligraphy, may teach only 1 subject. Present loads "can not be helped." They think that 20 hrs is about right. Wish to increase number of prim. & low sec teachers.

4. Teachers in-service training

Plan not decided. Attend classes on week-ends & during vacation. Cost about ¥2,520,000.

2,500 low sec & prim sch teachers have applied for courses. Budget of ¥5 million asked for; Bd received ¥2 million.

5. Labor Sec of GHQ says TU has power of collective bargaining; cabinet says no. If TU belongs under Trade Union law, has this power.--Need power of collective bargaining; otherwise Supt might not meet with them.--In case of disagreement would like to refer problem to mediating Board.--Local Labor (Mediation) Board. Made up of equal number from employer, labor, neutral-groups. No other appeal after decision of this board.--If Local Public Service Law is passed, will be a jinjin, local Personnel Authority, a kind of mediating board.

6. Education Minimum Standards Law

Provides for minimum cost of education per pupil. Bd & TU are for law; mayors are opposed. Amount of money for education will be prescribed in law.

7. Re pamphlet that was mentioned in news article as having been distributed in school.

Teachers were asked to distribute it outside of school hrs. Some did not.

Constitution
Kagawa TW
April 1950

457

香川縣教職員組合規約

第一章 総則

第一條 この組合は香川縣教職員組合といふ。

第二條 この組合は法人である。

第三條 この組合は本部を高松市におく。

第四條 この組合は組合の経済的・社会的・政治的地位の向上をはかると

ともに、教育並に研究の民主化につとめ、文化国家の建設を期するこ

とを目的とする。

第五條 この組合は前條の目的を達成するため次の事業を行ふ。

一、組合員の待遇並に労働条件の維持改善に関する事。

二、教育の民主的建設に関する事。

三、教育行政並に学校運営の民主化に関する事。

四、教職員員の教養文化、福利厚生に関する事。

香川縣教員組合

五、他の諸団体との連絡提携に関する事。

六、その他必要な事。

一、組合員の待遇並に労働條件の維持改善に関すること
 二、教育の民主的建設に關すること

三、教育行政並に学校運営の民主化に關すること

四、教職員の教養文化、福利厚生に關すること

香川縣教員組合

五、他の諸団体との連絡提携に關すること

六、その他必要なこと

第二章 組織

第六條 この組合は香川縣内の各學校に勤務する教職員で組織する。

第七條 この組合は香川縣内の各郡市に支部をおく。支部規則は別に定めらる支部準則によつて定める。

第八條 この組合は原則として香川縣内の各學校に分会をおく。分会規約は別に定める分会準則によつて定める。

第九條 この組合に次の學校種別専門部並に職能別専門部をおく。

- 1. 幼稚園部
- 2. 小學校部
- 3. 中學校部
- 4. 高等學校部
- 5. 大學高專部
- 6. 私立學校部
- 7. 特殊學校部
- 8. 事務官部
- 9. 實習教員部

第十條 この組合に青年部、婦人部をおくことかてきる。

第十一條 第九條及び第十條の各部の細則は別に之を定める。

第三章 機 関

第十二條 この組合に次の機関をおく。

大会、中央委員会、中央執行委員会

第十三條 大会は最高の決議機関で毎年一回、三月に開く。

臨時大会は、中央委員会の要求のあつた場合、三支部以上の連名で要求のあつた場合及び中央執行委員長が必要と認めた場合に中央執行委員長が之を招集する。

すべて大会は会期の三週間前に支部に通知することを原則とする。

第十四條 大会は代議員、中央委員及び役員で構成する。

大会の議長と副議長は、代議員の中から選出する。大会では代議員のみが議決権を持つ。

大会の運営は別に定める大会議事規定による。

香川縣教員組合

第十五條 大会は次のことをきめる。

一、この組合の解散並に解散に伴うことの決定。

第十四條 大会は代議員、中央委員及び役員で構成する。大会の議長と副議長は、代議員の中から選出する。大会では、代議員のみが議決権を持つ。

大会の運営は別に定める大会議事規定による。

香川縣教員組合

第十五條 大会は次のことをきめる。

- 一、この組合の解散並に解散に伴うことの決定。
- 二、この組合同規約の改正又は廃止。
- 三、役員を選出及び承認。
- 四、組合の事業。
- 五、予算と決算。
- 六、他団体への加入脱退に関する事。
- 七、その他この組合の目的達成には必要な事。

第十六條 中央委員会は大会に次ぐ決議機関であつて、毎年五回以上開く。臨時中央委員会に中央委員の三分の一以上の要求のあつた場合、及び中央執行委員長が必要と認められた場合に開く。中央委員会は中央執行委員長が招集する。

第十七條 中央委員会は中央委員と役員で構成する。中央委員会の議

長と副議長は中央委員の中から選出する。中央委員会では中央委員のみが決議権をもつ。

第十八條、中央委員会は次のことを決める。

- 一、大会より委任された事項。
- 二、規約についての疑義の解釈。
- 三、規定及び各部細則の決定並びに変更。
- 四、役員の詮衡及び専門委員、特別委員の決定、並に役員の新補充。
- 五、闘争組織に関する事。
- 六、追加予算及び暫定予算。
- 七、懲罰並に慰藉に関する事。
- 八、他団体との連絡提携に関する事。
- 九、その他。

第十九條、中央執行委員会は中央執行委員で構成する常置の機関であつて

香川縣教員組合

決議機関から与えられた事項の執行に当り、緊急事項を処理する。

この会の議長は原則として中央執行委員長となる。

七 懲罰並に慰籍に關すること
八 他団体との連絡提携に關すること
九 その他

第十九條 中央執行委員會は中央執行委員で構成する常置の機関であつて

香川縣教員組合

決議機関から与えられた事項の執行に當り、緊急事項を処理する。

この会の議長は原則として中央執行委員長がなる。

第二十條 中央執行委員會は業務執行のために各部を設け、各部の規定は別に之を定める。

第二十一條 大会、中央委員會、その他の會議は決議権を持つ者の三分の二以上の出席を以て成立し、出席者の多数をもつてきめる。可否同数の時は議長がきめる。但し第十五條の第一、二号並に第十八條第七号に關しては四分の三以上の賛成がなければ、きめることができない。

第二十二條 中央執行委員會は、事務処理のため書記局を置く。書記局の規定は別に定める。

第四章 組合員

第二十三條 組合員はこの組合のすべての問題に参与する権利、及び均等の取扱を受ける権利を有する

第三十四條 この組合は如何なる場合においても人種、宗教信條、性別、地
又は身分によつて組合員たるも資格を奪われたい。

第三十五條 組合員は次の権利と義務をもつ。

- 一、代議員、中央委員、役員を選出し、又選出されこれに就任すること。
- 二、組合機関の決定に服すること。
- 三、組合費を納入すること。

第五章 代議員及び中央委員

第三十六條 代議員は組合員の直接無記名投票によつて大会毎に各分会より
一名選出される。

三十名をこえる分会は、更に一名を加える。代議員は大会の構成員と
して議案を審議する。

第三十七條 中央委員は組合員の直接無記名投票によつて各支部より選出
する。五百名迄は五名、五百名を超えて二百五十名を増す毎に一

香川縣教員組合

名を加えるものとする。

尚、各専門部より一名の中央委員を選出することができる。中央委員

三十名をこえる分会は、更に一名を加える。代議員は大会の構成員として議案を審議する。

第二十七條、中央委員は組合員の直接無記名投票によって各支部より選出する。五百名迄は五名、五百名を超えて二百五十名を増す毎に一

香川縣教員組合

名を加えるものとする。

尚、各専門部より一名の中央委員を選出することかできる。中央委員の任期は一年とする。但し重任は妨げない。補充された中央委員の任期は前任者の残余の期間とする。

中央委員は、中央委員会の構成員として議案を審議する。中央委員は代議員をかねることかできない。

第六章 役員

第二十八條、この組合に次の役員を置く。

- 一、中央執行委員長 一名
- 二、中央執行副委員長 一名
- 三、書記長 一名
- 四、書記次長 一名
- 五、会計長 一名

六、中央執行委員

若干名

七、監査委員

四名以上

第二十九條

前條の役員のほか必要ある場合は専門委員、特別委員とおく

専門委員、特別委員は組合員の中から中央執行委員会が選出し、中央

委員会の同意を得て中央執行委員長が委嘱する。

専門委員は中央執行委員の補助をする。

特別委員は中央執行委員長のしもんに應ずる。

第三十條

中央執行委員長、中央副執行委員長は大会に於て選出する。

中央執行委員長はこの組合を代表し、組合の運営にあたる。

中央執行副委員長は中央執行委員長をたすけ、中央執行委員長に

事故がある場合にはその代理をする。

第三十一條

書記長、書記次長、書記次長は大会に於て選出し、中央執行委

員となる。

香川縣教員組合

書記長は書記局を統轄して中央執行委員長、中央執行副委員長

をたすけ、書記事務を処理する。書記次長は書記長をたすけ、書記

中央執行副委員長は中央執行委員長をたすけ、中央執行委員長に事故がある場合にはその代理とする。

第三十條 書記長、書記次長、会計長は大会に於て選出し、中央執行委員となる。

香川縣教員組合

書記長は書記局を統轄して中央執行委員長、中央執行副委員長をたすけ、書紀事務を処理する。書記次長は書記長をたすけ、書記長事故ある場合にはその代理をする。

会計長は組合会計の任務を遂行する。

第三十一條 中央執行委員は大会に於て選出し、業務の執行に当る。中央執行委員は代議員、中央委員と兼ねることとはできない。

第三十二條 監査委員は大会が選出する。監査委員は此の組合の会計を毎学期一回以上監査し、その結果を大会及び中央委員会において報告する。監査委員は他の役員をかねることかできない。

第三十三條 この組合より選出する日本教職員組合の役員、並に中央委員、代議員は大会に於て選出する。

第三十四條 第三十條より第三十二條の選挙規定は別に定める。

第三十五條 役員任期は一年とする。但し重任は妨げない。補充された役員

任期は前任者の残余の期間とする。

第三七條、役員及び専門委員、特別委員は退任する場合、後任者が決定

するまでその業務を行ふものとする。

第七章 会計

第三八條、この組合の経費は組合費及びその他の収入で之に当てる。組合費

は月額本俸の百分の一とする。但し、寄附金の受理は中央委員会の承認

が必要である。

第三九條、この組合の会計年度は一月一日に始まり、十二月三十一日に終る。

第四〇條、この組合のすべての財源及び用途 主要な寄附者の氏名並に現在

の経理状況を示す会計報告は組合員によつて委嘱された職業的に適具

格のある会計監査人による正確であることを 証明書と共に毎年一回以上組

合員に公表しなければならない。

第四一條、共済事業その他福利事業のための特設した基金を他の目的の

香川県教員組合

ために流用しようとするときは、大会の決議を経なければならない。

第四二條、会計帳簿は中央委員会の要求によつて之を公開しなければならない。

の経理状況を示す会計報告は組合員によって委嘱された職業的に資格のある会計士或査入による正確であることの証明書と共に毎年一回以上組合員に公表しなければならぬ。

第四十條 共済事業その他福利事業のための特設した基金を他の目的の香川縣教員組合

ために流用しようとするときは、大会の決議を経なければならぬ。

第四十一條 会計帳簿は中央委員会の要求によつて之を公開しなければならぬ。

第八章 加入、脱退 統制

第四十二條 この組合に加入しようとする者は加入申込書を支部長を通じて

中央執行委員長に提出して加入することが出来る。

第四十三條 この組合から脱退しようとする者は、脱退理由書を支部長を通じて

中央執行委員長に提出して脱退することが出来る。

第四十四條 この組合の役員及組合員で次の事項に該当する行為のあつた場合

は中央委員会の議決を経て中央執行委員長が罷免又は除名することが出来る。

一、この組合同規約に違反した時

二、この組合の統制を乱した時

三、この組合の名譽又は利益を害し、もしくは時、処罰に不服な時は大会に

申し出ることをかてきる。但し懲罰に關する規定は別に之を定める。

第九章 雜則

第四十六條 この組合の運動のため損害を受けた組合員に対しては別に定める
救援規定により扶助することかてきる。組合員の死亡に際して弔慰金
を送る。弔慰金に關する規定は別に之を定める。

第十章 附則

第四十七條 この規約は昭和二十五年三月十二日から実施する

支部準則

第一章 總則

第一條 この支部準則は香川縣教職員組合規約第七條に基いて定める。

第二條 支部の名稱を香川縣教職員組合〇〇支部という。

第三條 支部の事務所を 〇〇に置く。

第四條 支部は香川縣教職員組合の目的を達成するために強固な團結をはかり、その推進力となる。

第二章 組織

第五條 支部は 郡市内在勤の教職員で組織する。

第六條 支部は原則として各学校に分会をおく。

第七條 支部に次の学校種別専門部をおく。

一、小學校部

二、中學校部

香川縣教員組合

三、高等學校部

第八條 支部に青年部 婦人部をおくことかである。

第六條 支部は原則として各学校に分会をおく。
第七條 支部に次の学校種別専門部をおく。

一、小學校部

二、中學校部

香川縣教員組合

三、高等學校部

第八條 支部に青年部、婦人部をおくことかできる。

第三章 機関

第九條 支部に次の機関をおく。

一、支部大会

二、支部委員会

三、支部執行委員会

第十條 支部大会は支部における最高の議決機関で年一回月にひらく。

支部臨時大会は支部委員会が必要と認められた時又は三分の一以上の

支部組合員の要求があつた時及び支部長が必要と認められた時支部長が

之を召集する。

第十一條 支部大会は支部組合員で構成する。

第十二條 支部大会は次のことを定める。

- 一、宣言、規約の決定並に変更
- 二、役員の選挙並に承認

三、支部の事業

四、豫算の決議、決算の承認

五、他団体の加入脱退

六、その他目的達成に必要なこと。

第十三條 支部委員会は支部大会に次ぐ決議機関と原則として毎月

一回支部長が之を召集する。但し支部執行委員会が必要と認められた

又は支部委員の三分の一以上の要求がある時は及び支部長が必要と

認められた時は支部長が之を召集する。

第十四條 支部委員会又は支部委員及び構成し次のことを定める。

一、支部大会決議事項の運営

二、支部大会に提出する議案の作成並に検討

香川縣教員組合

三、部則規定の決定

四、追加予算

認められた時は支部長が之を委任する。

第十四條 支部委員会は支部委員で構成し、次のとおりとする。

一 支部大会決議事項の運営

二 支部大会に提出する議案の作成並に検討

香川縣教員組合

三 部則規定の決定

四 追加 予算

五 役員 の 選 挙

大その他目的達成に必要なること

第十五條 支部執行委員会は、正副支部長、正副書記長、支部執行委員で構成する執行機関で、次の権限をもつ。

一 支部決議機関から出た事項の執行

二 支部委員会に提出する議案

三 本部からの指令、指示事項の執行徹底

四 緊急事項の処理

第十六條 支部執行委員会は業務の処理のために支部書記局長、支部書記局長を兼ね、

支部書記局長は正副書記長、支部執行委員で構成する。

第十七條 支部の会議の議長は、会議の構成員の中から選出する。但し支部

執行委員会の議長は支部長となる。会議の運営は本部のそれに準ずる。

第十八條 支部の会議は構成員の三分二以上で成立し、多数決による。賛否同数のときは議長が決める。

第四章 役員

第十九條 支部に次の役員をおく。

一 支部長

二 副支部長

三 支部書記長

四 支部書記次長

五 支部委員

六 支部執行委員

七 支部監査委員

第二十條 支部長、副支部長、書記長、書記次長は支部大会で選出する。

香川県教員組合

第二十一條 前條以外の役員を選出法は支部の自主性による。

第五章 会計

五支部委員

六支部執行委員

七支部監査委員

第三十條 支部長、副支部長、書記長、書記次長は支部大会で選出する。

香川縣教員組合

第二十一條 前條以外の役員を選出法は支部の自主性による。

第五章 会計

第三十二條 支部の経費はすべて支部が負擔する。但し寄附金の受取は支部委員会の承認を要する。

第六章 雜則

第三十三條 この準則に明記してない事項は原則として香川縣教員組合規約(部則その他の規定を含む)を適用する。

第三十四條 この準則の変更決定は中央委員会の決議による。

第三十五條 支部はこの支部準則に抵触しない範囲の規約を定め、運営とする。

第三十六條 この準則は昭和三十三年七月廿一日より実施する。

分会準則

第一條 この分会準則は香川県教職員組合規約第八條に基ききめる。

第二條 この分会の名稱を(学校名)分会といふ。

第三條 この分会は直接職場にあつて縣教組の目的達成のためその推進力と

なる。

第四條 この分会は 校在職の教職員で組織する。

第五條 この分会は左のことをきめるため 全体会議を持つ。

一、組合業務に関すること。

二、就業規則に関すること。

三、指令、指示の實踐に関すること、その他。

四、人事に関すること。

五、教育の民主化に関すること。

第六條 ^{その他} 分会に分会長をおく。分会長は全員の選挙により選出し分

香川県教職員組合

会を代表する。

第七條 この準則に定めてない事項は香川県教職員組合規約及びその

三、指令、指示の實踐に關すること、その他
四、人事に關すること

五、教育の民主化に關すること

第六條 ^{その他} 分会に分会長をおく、分会長は全員の選挙により選出し分

香川縣教員組合

会を代表する

第七條 この準則に定めてない事項は香川縣教職員組合の規約及ハ〇〇

支部規約を準用する

第八條 この準則は昭和二十三年七月廿一日より実施する

学校種別専門部細則

第一條 この細則は香川県教職員組合規約第十一條に基づいて定め第九條の各部及び、事務官部その他に之を適用する。

第二條 この各部は執行委員会に附属し、学校種別の特殊事項に關して研究調査を行い、その諮問に應じ、又進んで意見を具申する。

第三條 この各部委員会は所属の支部からの委員二〇名以内を以て構成し互選によつて正副部長一名書記一名を選出し、常務を処理する。

第四條 この各部の会議は執行委員長の了解を得て部長が召集し、三分の二以上の出席を以て成立し、多数決による。

第五條 この各部の費用は香川県教職員組合の豫算を以て之に当てる。

第六條 この細則に定められてない事項は香川県教職員組合の規約を準用する。

第七條 この部則は昭和三十三年七月廿一日より実施する。

香川縣教職員組合大会議事規定

第一章 總則

第一條 此の規約は香川縣教職員組合規約第十四條に基いて定め、大会を円滑に運営することを目的とする。

第二章 召集手續

第二條 大会を召集する時は、中央執行委員長が三週間前に支部に開会の日時、場所、目的、議案、その他参考事項を通知する。但し緊急臨時大会は此の限りでない。

第三章 資格審査

第三條 支部は開会前に代議員名簿を中央執行委員長に提出する。代議員その他役員選出の基礎となる組合員数は組合費納入簿による。

第四條 資格審査委員会は各支部より選出された一名宛と役員二名で構成する。資格審査委員は委員長を互選する。資格審査の結果を大会に報告する。

香川縣教職員組合

第四章 大会運営委員会

第三條 支部は前会前に代議員名簿と中央執行委員長に提出する。代議員その他役員選出の基礎となる組合員数は組合費納入簿による。

第四條 資格審査委員会に各支部より選出された一名宛と役員二名で構成する。資格審査委員は委員長を互選する。資格審査の結果は大会に報告する。

香川縣教員組合

告示する。

第四章 大会運営委員会

第五條 大会が成立した後は運営委員会を設けて大会運営議事進行に
ついて協議する。

第六條 大会運営委員会は各支部毎に代議員中より選出された一名宛の
委員で構成する。委員は委員長を互選する。

第七條 大会運営委員会は次の事項を審議し、その結果を本会議に上程
し、その承認を得てこれを実施する。

- 一、議長、副議長の選出手續
- 二、議場混乱の時の收拾
- 三、議事日程の編成と変更
- 四、来賓の祝辞、祝電の取扱方
- 五、その他議事進行について必要なこと。

第五章 大会職員

第八條 大会に次の職員を置く

一、大会書記

第九條 大会書記は大会事務を処理する。

第六章 小委員会

第十條 議案審理上必要ある時は小委員会を設ける。

第十一條 小委員会は附託された議案の審議の経過と結果を本会議に報告する。

第七章 議事

第十二條 会議は原則として公開する。

第十三條 会議で発言しようとする時は、すべて議長の指名を受けなければならぬ。

第八章 議案の提出

香川縣教員組合

第十四條 支部で提出する議案は原則として大会開催の三日前に提出し

なければならぬ。

本条 会議は原則として公開する。
第二十三條 会議で発言しようとする時は十秒で議長に指名を受けなければならぬ。

第八章 議案の提出

香川縣教員組合

第十四條 支部で提出する議案は原則として大会開催の三日前に提出しなくてはならない。

第九章 動議の提出

第十五條 動議を出そうとする時は大会運営委員会を通じて議長に提出する。

第十章 審議

第十六條 議案は本会議で審議する。但し必要ある時は小委員会に附託審議せしめ、その経過と結果の報告に基いて再び討議して定める。

第十一章 採決

第十七條 採決は原則として挙手による。但し重要議案採決は無記名投票による。

第十二章 傍聴者

第十八條 傍聴者は傍聴席にいる。

第十九條 傍聴者は議事妨害をしてはならない。但し組合員は議長の許

可を得て発言することが出来る。

傍聴者は意見書を運営委員会に提出することが出来る。

第二十條 傍聴者は会議の決議に基く議長の退席要求があつた時は速かに退席しなければならない。

第十三章 附則

第二十一條 この規定は中央委員会の決議を経なければ変更することは出来ない。

第二十二條 この規定は昭和二十三年七月廿一日より実施する。

香川縣教職員組合選挙規定

第一章 總則

第一條 この選挙規定は香川縣教職員組合規約第三十五條に基きて定める。

第二條 正副執行委員長 書記長 書記次長 会計長 中央執行委員 日教

組中央委員 代議員及び中央執行委員(會計委員)の選挙は此の規定

によつて大会で行ふ。

第三條 中央委員の選挙はこの規定に準じて支部大会に於て行ふ。但し専

内部選出の中央委員は各専門部より選出する。

第四條 監査委員は各支部から選出された一名を大会に於て承認する。

第五條 代議員は分会より選出する。

第二章 選挙委員会

第六條 選挙を施行する時は本部に選挙委員会を設ける。

第七條 選挙委員の構成は次の通りとする。

香川縣教職員組合

選挙委員長 一名

選挙委員 若干名(選挙委員会書記若干名)

第六條 選挙を施行する時は本部に選挙委員会を設ける。
第七條 選挙委員の構成は次の通りとする

香川縣教員組合

選挙委員長 一名

選挙委員 若干名(選挙委員会書記若干名)

第八條 選挙委員は各支部から一名宛選出される。選挙委員長は選挙委員の互選とする(選挙委員会書記は組合員中より選挙委員会が指名する)

第九條 選挙委員会は次の業務を行う。選挙の公示、立候補者の受付と

発表(発表は少くとも五日前までに)投票及び開票の立会人の指名、当選

の確認と発表、違反行為のあつた時の当落の判定、その他選挙管理に

必要なこと

第三章 立候補

第十條 立候補するものは選挙委員会の手配する期日までに別に定める様式

により選挙委員会に届け出る。

第十一條 組合員は二つ以上の役員に同時に立候補することが出来る。

第十二條 組合員は自ら立候補することの外、組合員三名以上の連名により推

薦することかである。

但し本人の承諾を得なければならぬ

第四章 選挙運動

第十三条 立候補者及び推薦者は選挙運動で組合員として体面を汚したり職務上の地位を利用したりはならない

第五章 投票

第十四条 投票は無記名による

第六章 用票

第十五条 用票は速かに行う

第十六条 立会人は候補者毎に一名宛選ばれる

第七章 当選

第十七条 当選は票数によつてきめる。同票の場合はそのものによつて決戦投票を行う。

香川縣教員組合

第十八条 任期中役員に欠員を生じた時は次長者を順次繰上げ当選とする

第十九条 当選者及び繰上げ当選者の票数は有効投票数より除いた

第十七條

を
行
う

当選は票数によつてきめる。同票の場合はそのものによつて決選投票

香川縣教員組合

第十七條

任期中役員に欠員を生じた時は次票者を順次繰上げ当選とする

第十九條

当選者及び繰上当選者の票数は有効投票数を定員数で除した

数の八分の三以上でなければならぬ

第八章 附則

第二十條

この規定は中央委員会の決議に依らなければ変更することかて

き
な
い

第二十一條

この規定は昭和二十五年一月三十日より実施する

救 援 規 定

第 一 章 總 則

第一條 この規定は香川縣教取負組合同規約第四十二條に基き、制定するもの
で組合運動のために損害を蒙った組合員並にその家族に対する救援に關
する基準を定めらる。

第二條 この規定に於て組合運動のための損害とは組合員が組合機關の決定
に基き組合業務遂行中蒙つた災害で左の各号に該当する場合をいふ。

- 一 死亡
- 二 負傷又は疾病
- 三 檢束、逮捕、拘禁、收監
- 四 公判、刑の執行、服役
- 五 かく首
- 六 かく首以外の行政處分による身分上の損失
- 七 その他特に救援の必要あるもの

第 二 章 救 援

第三條 前條第一号に該当するものについては次の救援をする。

香 川 縣 教 員 組 合

- 一 葬儀費用
- 二 弔慰金
- 三 遺族の扶助

第四條 第二條第二号に該当するものについては次の救援をする。

六かく首以外の行政処分による身分上の損失
七その他特に救済の必要あるもの

第二章 救 援

香川縣教員組合

第三條 前條第一号に該当するものについては次の救済をする。

- 一、葬儀費用
- 二、弔慰金
- 三、遺族の扶助

第四條 第二條第二号に該当するものについては次の救済とする。

一、見舞金

二、療養費並に療養後の扶助救済

三、長期に亘る療養のため減俸される場合は差額相当額の支給

第五條 第二條第三号に該当するものについては次の救済をする

一、本人並に家族に対する見舞及び弔慰金

第六條 第二條第四号に該当するものについては次の救済とする。

一、公判に要する費用

二、罰金並に科料

第七條 第三條第五号に該当するものについては次の救済をする

一、復取に要する費用

二、復取又は就取迄の期間本人在取時の給与相当額の支給

三 就取幹施並にその費用

第八條

第二條や六号に該当するものについては次の救援をする。

一 身分回復 損害回復の運動とその費用

二 身分の損失に伴う物質的損害に対する負担

第九條

や二条や七号に該当するものについては、^{この}救援は実情に依りてその都度これを

決める。

第十條

この規定による扶助額については別に定める施行細則に於てこれを決める。

第十一條

この規定の運用は中央執行委員会の責任に於て行い、これを中央委員

会に報告しその承認を得なければならぬ。

第十二條

この規定の運営に於て中央執行委員会は諮問機関として救援特別

委員会を置く

第十三條

救援特別委員会は各支部一名の代表者で構成する。

第十四條

救援を要する場合當該支部は速に所定の手続きによつて中央執行

香川縣教員組合

委員会に救援申請をしなければならぬ。

第十五條

救援特別委員会は申請書及び調査報告に基きこの規定適用の

第十三條 この規定の運用に基つて中央執行委員会は諮問機関として救援特別
委員会を置く

第十三條 救援特別委員会は各支部一名の代表者で構成する。

第十四條 救援を要する場合當該支部は速に所定の手続きによつて中央執行

香川縣教員組合

委員会に救援申請をしなければならぬ。

第十五條 救援特別委員会は申請書及び調査報告に基きこの規定適用の

範囲並に救助額につき審議し之を中央執行委員会に提出しなければならぬ。

第十六條 この規定による扶助に於て異議のある場合は本人或は當該支部から再審
議を要求することが出来る。

第四章 會計

第十七條 この規定適用に要する經費は救援特別會計を以てこれに充てる

第十八條 この規定の施行細則は別に中央執行委員会で定め中央委員会の承認を
附則

第十九條 この規定並に施行細則は昭和二十四年九月三十日より実施する。

救援規定施行細則

第一章 総則

第一條 この細則は救援規定第十條第十八條に基いて作り救援の内容を規定する。

第二條 救援規定第一條に於ける組合員及其の家族とは規約第六條に定める組合員並に其の扶養する家族をいう。

第三條 救援規定第二條に於ける組合機関の決定とは規約第十二條に定める機関の決定をいう。

第四條 救援規定第二條に於ける組合業務とは前條にいう組合機関の決定に基いて行われる次の行為をいう。(一)団体交渉(二)組合の会議(三)組合事務所に於ける執務(四)対外接渉並に共同行事(五)出張或は指令指示に基く行為。

第二章 救援

第五條 救援規定第二條第一号に対する救援は次の各号によりて行う。

- 一 葬儀費 一率に貳万円を支給する。

香川縣教員組合

- 二 弔慰金 拾万円以内とし其の支給は次によりて行う。

三 不慮の死亡の場合 十分の五以上 十分の十以内

四 疾病による死亡の場合 十分の五以内

に於ける勤務(四)村外接洽並に共同行事(五)出張或は指令指示に基く行為

第二章 救援

第五條 救援規定第二條第一号に対する救援は次の各号によるを行ふ。

一 葬儀費 一率に貳万円を支給する。

香川縣教員組合

二 弔慰金 拾万円以内としその支給は次によるを行ふ。

(一) 不慮の死亡の場合 十分の五以上 十分の十以内

(二) 疾病による死亡の場合 十分の五以内

三 遺族の扶助 実情に依りて其の程度きめる

第六條 救援規定第二條第二号に対する救援は次の各号によるを行ふ。

一 見舞金 一日につき百円とするが休業期間が六ヶ月を経過する場合はこれを経過した分については一日五十円とする。

二 療養費 一 医療実費全額を支給する

三 休業期間が長期に亘るを以て給与が減せられた場合はその額を毎月補償する

第七條 救援規定第二條第三号乃至第七号の救援は実情に依りその程度きめる

第三章 運用

第八條 救援特別委員会は 委員過半数の出席によるを成立しその決定は

原則として満場一致による。

但し一致しないときはその兩意見を中央執行委員会に提示する

第九條 救援実施に伴い次の帳簿を備えその保管をする。

- 一 救援委員会議事録
- 二 救援記録

- 三 救援申請書綴
- 四 支出簿

第十條 救援のための金銭の支出は中央執行委員会の責任に於て行う

第十一條 救援申請書は次の様式による

- 一 申請年月日
- 二 申請支部長名印
- 三 被適用者氏名印 年令
- 四 被適用者取名
- 五 被適用者の組合に於ける取名
- 六 被適用申請事由発生年月日

香川縣教員組合

(七) 被適用事由(別紙を可とする)

(八) 死士負傷疾病等の場合は医師の診断書並に受領書

(三) 被適用者氏名
(四) 被適用者取組

(五) 被適用者の組合に於ける取組

(六) 被適用申請事由発生年月日

香川縣教員組合

(七) 被適用事由(別紙を可とする)

(八) 死亡負傷疾病等の場合は医師の診断書並に受領書

(九) 被適用者の家庭状況

(十) 被適用事由に対する申請支部長の具申意見

(二) 申請書宛先(香教組中央委員長)

懲罰規定

第一條 香川縣教取員組合規約第四十五條を實施するたゞの規定をとうける。

第二條 香川縣教取員組合の役員及び組合員が規約第四十五條に該當する時はその程度により左の懲罰を行ふ。

- 一 勸告
- 二 罷免
- 三 除名

第三條 香教組規約第四十一條に該當すると思われり事件の発生したときは、査問委員会を開き、事實の調査、資料の蒐集及び審理を行ふ。査問委員長は審理の結果を中央執行委員会に報告する。

第四條 査問委員会は五名乃至七名とし中央執行委員長が委囑する。

第五條 中央執行委員会は査問委員会の報告に於て、ついで第二條に該當するときは適正な判定を行ふ。

香川縣教員組合

第六條 中央執行委員会の判定の結果を中央委員会報告しその決議を経て実施する。

委員長は審理の結果を中央執行委員会に報告する。

第四條 査向委員会は五名乃至七名とし中央執行委員長が委嘱する。

第五條 中央執行委員会は査向委員会の報告に基つて第二條に該當するときは適正な判定を行う。

香川縣教員組合

第六條 中央執行委員会の判定の結果を中央委員会報告しその決議を経て実施する。

第七條 査向委員会及び中央執行委員は審理の爲、関係者及び参考人をよぶことが出来る。この場合関係者及び参考人に対しては旅費及び日當を支拂う。

第八條 この規定は昭和二十三年七月二十一日^{から}実施する。

香川縣教職員組合弔慰規定

第一條 この規定は組合員相互の弔慰をあらわすことを目的とする。

第二條 この規定による弔慰費は組合費を以てあてる。

第三條 會計の取扱は香教組本部財政部が行ふ。

第四條 組合員が死亡したときは五百円（花環、弔辞、弔慰金で給付）の

弔慰金をおく。

第五條 組合事務の為の死亡、重傷、疾病、其の他に対しては執行委員会

の議を経てその程度に応じた金額をおくることが出来る。但しこの場合

中央委員会の承認を得るものとする。

第六條 前條の該当者は左の用式により支部を経て請求書を香教組書

記局へ提出する。

請求書

一金 図也

香川縣教職員組合

内訳 (事由)

右の通り請求します。

第七條 前條の該当者は左の用式により支部を経て請求書を香教組書
記号へ提出する。

請求書

一金 因也

香川縣教員組合

内訳 (事由)

右の通り請求します。

昭和 年 月 日

郡(市)

村(町)

分会

名印

氏

香川縣教職員組合中央執行委員長

殿

領收書

一金 因也

右金額正に領收しました。

昭和 年 月 日

名

印

香川縣教職員組合中央執行委員長 殿

第七條 この規定の変更は中央委員会で行ふ。
第八條 この規定は昭和二十三年七月廿一日から実施する。

書記局規定

第一條 香教組規約第二五條によつて本規定を定める。

第二條 書記局は大会及び中央委員会の決議に基き、中央執行委員会の執行業務の処理及び一般事務をつかさどる。

第三條 書記局運営については中央執行委員長の統括のもとに書記長がその責任者となる。

書記局の有機的活動を期するため書記長これを統制し円滑な連絡調整をはかる。そのため部長会議その他の会議をもつことかできる。

第四條 書記局員は中央執行委員と専門委員とをもつて本部に常駐することを原則とする。書記局員の出張、欠勤は中央執行委員長

書記長の承認をうるものとする（但し欠勤の場合は組合専任者に限る）

第五條 書記局は若干の業務部並に学校種別専門部、青年部、婦人部で構成する。

香川縣教員組合

第六條 前條の各部に部長、副部長各一名をおき、分掌業務の責任者と

する。部長、副部長、部員は中央執行委員会が定める。

するものと原則とする。書記局長の承認をうけるものとする(但し欠勤の場合には組合専任者に限る)

第五條 書記局は若干の業務部並に学校種別専門部 青年部 婦人部
で構成する。

香川縣教員組合

第六條 前條の各部に部長 副部長 各一名をおき、分掌業務の責任者と
する。部長 副部長 部員は中央執行委員会できめる。或る部の
業務が臨時輻そうする時は書記長が関係部長と協議の上他の
部員に委嘱することかてきる。

第七條 中央執行委員会の決定に基き、部以外に各種対策委員会をおく
ことかてきる。対策委員は中央執行委員会できめる。対策委員
会の活動は書記長の統制により関係部との円滑なる連絡をけかり。
中央執行委員長の承認をえなければならぬ。

第八條 各部の費用は予算の範囲内において会計規定に基き、中央執行
委員長 書記長の承認をえて支出する。

第九條 各部の学校種別専門部 婦人部 青年部 並に対策委員会の
業務執行上の原案は書記長に連絡し、中央執行委員長の承認をえて
実施するものとする。

第十條 各部学校種別専門部 青年部 婦人部 対策委員会 の文書發送

受理は庶務部を経て処理する 各部の關係文書の保存は庶務部が

第十一條 組合よりの文書發送はすべて中央執行委員長の名を以てする

第十二條 事務員は書記長がえらひ中央執行委員長が採用委嘱する。その人事並に

事務分担任は庶務部長が行う

第十三條 書記局各部の業務分掌は次の通りとする。

第十四條 本規程の改廢は中央執行委員会て決定し決議機関の承認をうける。

業務分掌

一、庶務

① 書記局全般の運営に関する事項

② 書記局員の人事待遇に関する事項

③ 諸会議準備に関する事項

④ 会議議事の記録整理に関する事項

香川縣教員組合

⑤ 文書發送受理に関する事項

⑥ 諸表簿、諸記録の保管に関する事項

①書記局長の建管に関する事項
 ②書記局長の人事待遇に関する事項

③諸会議準備に関する事項
 ④会議議事の記録整理に関する事項

香川縣教員組合

⑤文書發送受理に関する事項

⑥諸表簿、諸記録の保管に関する事項

⑦電報発信受理に関する事項

⑧備品の購入保管、事務用品の購入配付に関する事項

⑨事務員の任免手続、及びその事務分担に関する事項

⑩諸印刷に関する事項

⑪組合印、委員長印の保管に関する事項

⑫日宿直に関する事項

ニ政治

⑬各政党の教育並に予算の政策調査とその遂行に関する事項

⑭教取員の賃金に関する県議会への運動に関する事項

⑮各政党及び関係官庁に於ける教育予算及び教育関係法案に対する

態度調査及びその遂行に関する事項

- ④ 労働協約の改訂及びその連絡に関する事項
- ⑤ 議会対策及び組合員父兄生徒に対する政治教育に関する事項
- ⑥ 選挙対策に関する事項

三 法制

- ① 労働組合関係諸法令の調査対策研究に関する事項
- ② 教育関係諸法令の調査研究対策に関する事項
- ③ 香教組規約規定（諸の原案並に改正案作製に関する事項）蒐集研究に関する事項
- ④ 諸団体の規約規定蒐集研究に関する事項
- ⑤ 法令研究会開催に関する事項
- ⑥ 法令並に規約の解釋上の疑義につき研究に関する事項
- ⑦ 法規に関する出版物の作製に関する事項
- ⑧ 教取員の人事に関する事項

四 組織

香川縣教員組合

① 中央組織に関する事項

中央諸役員に関する事項

⑥法令並に規約の解釋上の疑義につき研究に關する事項
 ⑦法規に關する出版物の作製に關する事項

⑧教取員の人事に關する事項

四 組織

香川縣教員組合

①中央組織に關する事項

一中央諸役員に關する事項

二書記局構成に關する研究

三學校種別専門部に關する事項

四青年部、婦人部に關する事項

五全縣組織現勢に關する事項

六各種組織上の書類作成保管

②支部組織に關する事項

一支部組組合組織に關する調査

二支部組組合組織強化に關する事項

③他団体に關する事項

一友誼団体の組織調査

二友誼団体との活動組織確立に關する研究

- ④ 関係当局提出組織上の書類作成
- ⑤ 組織年鑑作製に関する事項

五 歩外

- ① 一般的な外部との接衝に関する事項
- ② 軍政各との連絡交渉に関する事項
- ③ 官庁方面との連絡提携交渉に関する事項
- ④ 友誼団体との連絡提携に関する事項
- ⑤ 父兄諸団体との連絡交渉に関する事項

六 財政

- ① 予算案編成に関する事項
- ② 組合費徴収に関する事項
- ③ 資金運用に関する事項
- ④ 決算書作製に関する事項

香川縣教員組合

七 給付調査

① 新学制実施並に教職員員の待遇改善を企てるのに必要なる資料蒐集

- ① 予算案編成に関する事項
- ② 組合費徴収に関する事項

- ③ 資金運用に関する事項
- ④ 決算書作製に関する事項

香川縣教員組合

七 給付調査

① 新学制実施並に教職員の待遇改善を企てるのに必要な資料蒐集

と調査統計に関する事項

② 調査網確立に関する事項

③ 待遇改善の企案に関する事項

④ 教育施設に関する事項

⑤ 組合員並に一般父兄の輿論調査に関する事項

⑥ その他組合運動に必要な事項の調査と資料^{蒐集}に関する事項

⑦ 統計資料の蒐集に関する事項

八 文化

① 学術研究組織の拡大強化に関する事項

② 教育研究組織の拡大強化に関する事項

③ 教育諸問題の研究調査に関する事項

- ④ 学徒の教化に関する事項
- ⑤ 学徒の援護及び育英に関する事項
- ⑥ 社会教育に関する事項
- ⑦ 教職員取場の文化運動に関する事項
- ⑧ 婦人青少年文化運動に関する事項
- ⑨ 学徒の文化運動に関する事項
- ⑩ 文学科学芸術振興に関する事項
- ⑪ 教化図書調査研究編輯に関する事項
- ⑫ 図書雑誌の紹介並に出版企劃に関する事項
- ⑬ 家庭教育に関する事項
- ⑭ PJAの組織に関する事項
- ⑮ 教育復興運動に関する事項
- ⑯ 教育研究所に関する事項

香川縣教員組合

- 九教育
- ⑰ 他の文化団体との連絡提携に関する事項
 - ⑱ 県内の図書に関する事項

③ 家庭教育に関する事項

④ PJAの組織に関する事項

⑤ 教育復興運動に関する事項

⑥ 教育研究所に関する事項

香川縣教員組合

⑦ 他の文化団体との連絡提携に関する事項

⑧ 考証内の図書に関する事項

九 教育

① 労働教育の研究調査に関する事項

② 組合員の指導啓蒙に関する事項

③ 組合幹部養成に関する事項

④ 労働教育に関して他団体との連絡提携

十 指導

① 争議対策に関して他団体との連絡提携

② 不当追放対策に関する事項

③ 一般労働情勢の把握に関する事項

④ 労働者不法抑圧に関する事項

十一 情宣

① 情報の蒐集に関する事項

② 宣傳網確立に關する事項

③ 組合員への宣傳に關する事項

④ 機関紙葉書狀報等回覽情報等発行に關する事項

⑤ 他団体との情報交換に關する事項

⑥ 報導機關への宣傳に關する事項

⑦ 父兄大衆の輿論啓蒙に關する事項

⑧ 新聞雜誌編輯講演等に關する事項

⑨ 叢書刊行に關する事項

⑩ その他出版企畫に關する事項

十二 厚生

① 共済組合制度の拡充強化並に利用運営に關する事項

② 組合員の度布に關する事項

③ 組合員の保健体育に關する事項

香川縣教員組合

④ 書記局員の保健醫務にその他の援護に關する件

⑤ 組合員の福利厚生施設の充實に關する事項

十三 厚生

① 共済組合制度の拡充強化並に利用運営に関する事項

② 組合員の度市に関する事項

③ 組合員の保健体育に関する事項

香川県教員組合

④ 書記局員の保健医務にその他の援護に関する件

⑤ 組合員の福利厚生施設の充実に関する事項

⑥ 生活共同組合の組織運営等に関する事項

⑦ 物資の幹施に関する事項

⑧ 学校衛生設備の充実に関する事項

⑨ 学童の福利施設の拡充に関する事項

457

9th Regular Gen'l Meet.
of Kagawa TW
8 May 1949

香川教職員組合第九回定期大會

日時 1949年5月8日 場所 香川縣教育會館講堂

大會次第

- 一、資格確認
- 二、開會宣言
- 三、議長團選出
- 四、議長挨拶
- 五、委員委囑並に任命
(大會運営委員、議事録署名委員、進行係、
記録係)
- 六、一般情勢報告
- 七、經過報告
- 八、會計報告
- 九、質議應答
- 一〇、來賓祝辭
- 一一、議事
 - 1、規約改正の件
 - 2、運動方針並に大會スローガンの件
 - 3、昭和二十四年度豫算の件
 - 4、支部提出議案其他
- 一二、役員選舉
- 一三、新舊役員挨拶
- 一四、閉會宣言

第九回大會スローガン

- 一、最低賃金制の確立
- 一、罷業權、団体交渉權の回復
- 一、講話會議の促進
- 一、組織と團結の強化
- 一、大衆課税の徹廢
- 一、大衆犠牲による經濟復興反對
- 一、新學制の完全實施と教育豫算
の大巾増額
- 一、教育行政の民主化と私學振興

一般狀勢報告

一、世界狀勢

- 1、「二つの世界」と云はれる對立が第二次大戰の慘禍をしり目に激化の一途をたどり、所謂「冷たい戦争」と呼ばれる危機がはげしく全世界をゆすぶっている。
- 2、ベルリンに於けるが如くその危機を回避しようとする努力がつけられてはいるが、根本に横はる世界觀の相違を考へる時、國連憲章實現の日ありやなしやを疑はざるを得ない。少くとも、かすに時目を以てし全世界の人類の眞の民主主義への努力が永遠につづけられねばならぬことだけはたしかである。
- 3、その民主主義への努力を最も眞率に闘いつづける世界労働階級は團結の力をも加へて勢力を増大し、今や労働階級の助力なくしては何事をもなし得なくなつた。歐洲各國の動き、東亞に於ける狀勢、米國に於けるトルーマンの奇蹟等すべてそれを證するものである。
- 4、腐敗せる特權階級の末路は中共軍に席捲される浙江財閥の姿に明らかである。

二、國內狀勢

- 1、講和會議の遲延は各種の問題を與えている、國民は敗戦の冷厳な事實に徹せず聯合軍の好意に甘え、加えてインフレ景氣に踊る一部階級の盲動は、戦後の混乱に拍車はかけ、不公正と不道德の世相を現出、正直者が馬鹿を見る時代、弱き者はどこ迄もしいたげられる世の中、エログロの文化、闇の經濟等々、勤勞者の生活を脅かす材料が山積している。
- 2、不公正なき社會を實現し生活權を確保して復興に邁進せんとした労働階級の立上りは勞組運動として華々しく出發した。然も過去三年餘

の努力は民主主義の増大となり今や我國に於ても勞組の動向が國政を左右する力を有するに至つた。

- 3、然しながら勞組運動に於ても敗戦の冷厳さの確認に不完分なる點もあり、昨年七月マ書簡の發表と共に一連の狀勢に便樂して轉じた反動勢力の前に「與えられた勞組」の弱さを露呈し、刻々加はりつゝある經濟施策の前に重大なる危機にあると云はざるを得ない段階を迎えた。
- 4、この事は本年初頭の總選舉の結果に明らかであり、民主主義勢力はその總數に於て減少し反動民自黨は絶對多數を確保して白足袋吉田内閣を再現せしめ、經濟九原則の獨占資本本位の實施に拍車がかげられる結果となり、連關する反動諸政策があらゆる面に強化されるに至つた。
- 5、その具體的表れとして「集中生産」の美名にかくれて獨占資本の利益擁護が行はれ中小企業 of 操業困難乃至は閉鎖を續出せしめ「賃金運配」「首切り」の續發となつている。この事は單一爲替レート決定に關連し益々深刻にならうとしている。
- 6、勤勞大衆の犠牲の上に立つその經濟施策は本年度國家豫算に集中的にあらわれている、即ち七千億を突破する膨大豫算に對しその歳入面に於て税金はその七三%を占め、その大部が所謂大衆課税であり、勤勞所得税が昨年の二倍以上を計上されていることは歳出面に於ける獨占資本擁護の價格調製費なるものが三割を占めること、共に特記されるべきである。然も政府自らの手によつて製造される失業者の救済費は削減され、公共費の半減と低米價政策は農民の生活を脅威しつゝある。
- 7、特に教育面に於て六三建築費の削除と不合理なる定員定額制の強行は地方配布税の削減、起債の制限を加えて地方財政を破局に追いつめ六三制をして形骸のみを残す結果となり、憲法に明示された文化國家への希望は失はれんとしている。

7、然もこれら一連の反大衆的施策に對し勤勞大術の怒りが強大なる壓力となる事を恐れ、政令二〇一號につゞく國家公務員法の改悪によつて全官公廳二六〇万の力を押え、更に労働法規の改悪によつて全労働者を資本陣營の前に無力たらしめようとし、加えて輕犯罪法以來の數々の法律政令條例の制定、各種委員會の設置等、七重八重の束縛を以て彈壓を強行し果ては消防ポンプ動員の事例さへ生ずるに至つた。

9、この困難なる客觀情勢下でありながら労働組合は生活權の擁護、労働基本權の確保を當面の目標とし民主主義を守る爲に強力に闘いつゝある。

然しながら單なる物とり主義の枠内にとゞまつたり、組合員の不平不満が組織としての闘いにならなかつたり、意識不徹底の分子の反組合的行動により團結にゆるみを生じたり、特にイデオロギーの相違から戦線の統一が未だなされないことはこの上なく遺憾であり、二十四年度こそ激化する反動攻勢に對し「働く者」と云ふ大衆的立場に立つた労働戦線の統一が是非なされねばならない。

三、香教組の向う道

以上われ／＼は勤勞大衆勢力と獨占資本勢力とが日本再建の方途に對しはげしく對立しつゝある状態をみた。

われ／＼香教組は民主的教育的復興と發展のためにこの教育崩壞の危機に直面して、從來われ／＼の内部になしとしなかつた「學校種別意識」「學歷別意識」「ともすれば陥り勝ちであつた闘争の物とりの偏向」等を克服すると共に教育界に根強く残存する封建的事大的殘滓を打破し強力なる一丸闘争を展開し反動改策と闘い教育を守り抜かねばならぬ。

×
×
×
×
×

新役員一覽表

委員 長	副委員 長	書記 長	書記 次長	會計 長	日教組中央 執行委員	中央 執行 委員	同	同	同	備考

選出支部

昭和二十四年度運動方針

一、前 言

昨年七月マ書簡に基づく政令公布後組合運動は重大な段階に達し、組合の組織もまた一大危機に直面している。一方反動勢力は攻撃に轉じ公務員法を改悪し労働法規を自己陣營本位に改變し、組合の一切の力を剝奪すると共に各種の法律政令から考課表の作製に亘る強力なる桎梏を加えて組合の弱体化、彈壓をはかり、その上に立つて經濟九原則が資本家的方式によつて強行されている。その結果は首切り行政整理となり賃金の釘づけ乃至は低下の趨勢を呈し、大衆收奪の税制と共に働く者の生活を破滅に陥れしめ入つてある。これを教育面に見る時六三建築費の削除は學童から學ぶべき校舎を奪い、さなきだに生活にあえぐ保護者大衆への強制寄附となり、甚だしき不合理なる定員定額制の強行は首切りを生んで組合員の生活権を奪い、定員の減少は四十八時間制労働と共に我々に奴隸的労働を強制し定額制に便乗する縣理事者をして減俸を云々せしめるにいたらしめた。然もこの苦難期にあつて七千組合員の客觀狀勢を認め的一致と労働者意識の不徹底は反動攻勢の策に乗せられるの結果を提出し、複雑なる組織體の矛盾を露呈し組織崩壞の徵なしとしない。我々は組合結成の本義を三思し、組合運動の基本線を確認して友愛と信義を以て團結を強化し全労働者結集して冷厳なる日本經濟の轉換期を労働者の一方的犠牲に終らせることなく、あくまでも民主的な經濟復興、教育復興によつて我々自らの生活と權利を確保し、國民大衆のための教育を推進せねばならぬ。

二、運動目標

(1) 組合意識の高揚

組合運動の根源をなすものは組織と團結の強靱にある、然も組織の強化は一に組合員個々の質的向上に基づくもので、内外の情勢の適確なる認識と組合員意識の昂揚は直ちに組合の闘争力となる。

我々は舊式教育者特有の物議的研究態度を拂拭してあらゆる機會を捉えて討論することにより意識の昂揚をはかり、昂揚せる意識により闘争することにより意識を高める方式によつて強靱なる闘争力を培はねばならない。更にまた組合員の一人一人が切實なる要求を盛り上げ七千の個々が要求を堅持することにより一丸となつて闘い、この闘いの中に於て組合員教育を推進しなければならぬ。

(2) 生活権の確保

民主日本再建の基盤は勤勞大衆の生活の安定とその保障でなくてはならない、然るに現實には反動勢力の一連の策謀によりその反對の方向に一途走りつゝある、我々は今こそ働く者の生活権の確保は一にかゝつて反動勢力の破砕にあることを確認し、強力に推進することにより最低賃金制の確立と大衆課税の徹廢をかちとらねばならない。

同時に我々は現實の防衛闘争として次の目標を一丸となつて闘はねばならない。

- A、教員給與の合理的改善
- B、旅費の大幅増額
- C、地域給(僻地給を含む)の確立
- D、諸手当の獲得、超過勤務手当、再教育講習受講費、研究費
- E、生活必需物資の確保
- F、社會保障制度の確立
 - 共濟組合制度の擴充強化
 - 社會保障、福利厚生の確立
 - 厚生事業の積極的強化

(3) 労働基本権の確立

團體交渉權、罷業權を奪われた組合運動が如何に苦難のものであるかを我々は身を以て確認した。

全體の奉仕者という美名により我々から既得權を奪い去り更らにほしめまいに政令、通牒、指示を乱發してあらゆる彈壓を加へ憲法によつて保障された勤勞者の基本的權利を蹂躪しつゝある、我々は奪い去られ

た諸権利の回復なくして組合運動の正なる進展のないことを確認し労働基本権確立の闘いを進めねばならない、然もこの闘いの基盤をなすものは政治活動の自由の確保にあることを知るべきである。

(4) 教育の復興

われわれは民主的な教育を建設し新しい文化を創造するために強力な闘いを展開しなければならぬ、職域に於ける民主化の闘い、教育効果の昂揚なくしては我々のすべての運動の大量支持を獲得することは難く、輿論の支持なく大衆動員をなし得ない運動は空疎のみである、われわれは組合結成の目標が教育復興にあることを再確認し民主的教育建設に邁進しなければならぬ。

イ、教育行政の民主化

- A、縣民による縣民のための教育の確立—ボス排撃
- B、不當人事排撃、不當職首反對
- C、差別待遇撤廢
- D、學校經營の民主化

ロ、新學制の完全實施と豫算の獲得

- A、義務教育費の金額國庫負擔
- B、教育豫算の大中増額
- C、教職員増員と學級數の増加
- ハ、教育文化活動の推進

A、教育研究の實質的推進

B、教育研修制度の擴充強化

C、教職員の資質向上—職域に於ける研究組織の確立と封建性、事大性の拂拭

D、學童の福利施設の擴充、學用品の完全配給、給食制度の整備、ウワークブックの編纂

三、闘争の方法

我々の組合が闘う組合である以上如何なる彈壓にも屈することなく全組合員一丸となつて反動勢力にあたらねばならない、闘争力の基礎にな

るものは組合員の一人一人が要求を堅持し、且つ國民大衆が之を支持することであることに思いを致し、七千組合員の切實なる不平苦情を基底とし客觀情勢の下合理性あるものを捉えて要求し貫徹のために總力を結集すべきである。我々は今こそ與えられた組合運動から脱却し政治意識を揚め大衆啓蒙に全力を盡すことにより全大衆の要求としてすべての要求を推進しなければならぬ、然もその根幹をなすものが反動勢力破砕による我々の基本権の回復にあることを知るべきである。

(1) 一丸闘争

すべての第一歩は組合員七千の團結である、組合員教育の推進と共に組合員個々の團結の努力が一點結集の闘いとして闘われねばならぬ。

(2) 情宜網、調査網の確立

不平、誤解は意志の通ぜざる所に起る、七千組合員の總意を結集する爲にも組合活動の獨善化を防ぐ爲にも情宜網の確立が重要で我々の活動が大衆獲得をもととする以上情宜活動は組合の神經である、更にまた組合員の切實なる要求を捉える爲にも又要求に合理性と具體性を持たせる爲にも調査活動が重要となる、從來一部の者の非協力によつて筋金が入らず組合の血管が硬直していた實態は再検討されるべきである。

(3) 教育委員會の積極的活動の促進

教育委員會法により發足した委員會の活動について過去のそれに甚しい誤謬があり、教育推進よりも教育阻害の結集を招來した點のあつた事を認めざるを得ない、われわれは選舉民と共に委員會の活動について充分なる監視をなすとともにたえざる鞭撻により積極的に教育復興を推進せしめる様努力しなければならぬ。

(4) 共同闘争態勢の確立

如何に七千組合員の結集あるもそのみでは甚しく力の不足すること我々は知らねばならない。すべての闘いは全國五十萬職員の團結により闘はれ、全官公二五〇萬の總力により更に大にしては民間勞組、保護者農民、市民のすべてを含めた國民大衆の闘いとして闘われねばならぬ。

即ち共同闘争はわれわれの主體性を堅持しつつも愈々強化されねばならぬ。
 労働戦線の統一、これこそは喫緊の重大事である。

経過報告

給 對 部

一、賃金問題

(1) 三七ベースの是正
 前大會に於て決議された三七ベースの是正要求は其の後數度の教育委員會並同事務局との交渉により相當程度の發展を見せたが、六三ベース決定に基く補正の内容が判明するに従い三七ベースの是正は結核無効となるとの結論に達し一應中途にて交渉を中止した。

(2) 六三ベースの切替

法二六五號が決定し續いて政令或いは新給與實施本部よりの指示が出るにつれ再計算問題が表面化し既得侵害の大問題と化した。香教組は或いは日教組に調査員を派遣し、或いは四協を數度開催鋭意的研究並に各縣との協同闘争を開始既得権の獲得のため全力を上げ對教委交渉を行つた。そのため切替決定が遅延し一、二、三月と暫定拂でねばつたが四月はじめドツチ公使の豫算削減指示により客觀情勢は極めて吾に不利となり、遂に條件付きで一應決定をみ發令の運びとなつた。然し縣會豫算等の關係で今後に残された問題は益々大きいもので一層の闘争を必要とする。

尙之が精算に關し一部相當額の赤字が出たが之も客觀情勢上如何ともし得ず、特に十二月の精算については法的根據あるに拘らず一片の通牒により押切られてしまつた。

(3) 切替後の問題

四月一應六三ベースは決定したが之が不合理是正を目指し男女差撤廃等新要求書を提出闘争を開始した。然し今後の見通は極めて困難であり

正しい要求合理的な要求も鞏固なる組合の團結による力によつてのみ解決し得るものであることを銘肝しなければならぬ。

二、其の他の闘争

(1) 僻地手当

十月以降數度に亘る交渉も種々の口實を基にして言を左右し決定に到らず只徒らに時日を遷延するのみであつたが、三月最後の交渉に於て甲地六六〇圓、乙地二三〇圓を決定した。然し費目變更が既に縣會にかけ餘裕なく種々研討交渉の末二十三年度分を二十四年度豫算より支出することに決定。

(2) 日宿直手当

二九ベースに基く日宿直料は既に支給されたが三七ベースに決定後の手當は「中央よりの指示なし」との一點張りて今に到るも未解決であり、更に六三ベースによる超過勤務としての日宿直料の問題も更に生じ、教組は之等を一括要求書を提出目下正規の日宿直料獲得闘争を展開中である。

(3) 退職手当

三月末異動は極めて一方的で種々問題を生じたが退職手当に關しても同様の問題を生じ目下正規の退職手当支給を要求し闘争中である。

文 化 部 (二三、一二、一九)

第八回臨時大會以後

(一) 研究会に關する件

一、石黒修先生を迎えて國語講習會

一月二十四、五兩日 坂出女子師範學校にて

二六日 大川志度

二七日 小豆池田

二、女子部附屬中學の研究会

二月十四日 午前公開授業

午後研究發表、討論會等

三、倉澤榮吉氏を迎えて國語講習會

四月二十、二十一兩日 高松市五番丁縣立女子高校にて縣下の國語

教育の有志多數參會し有意義盛大裏に終つた。

(二) 夏休の友編集に關する件

二月二十一日 各科の權威者をもつて夏休の友編集委員會を組織し爾來數回の會合をもつと共に組合員の希望意見を尊重の上、形式内容ともに充實させ、期待に副うべく最善の努力を致しやつと脱稿の域に達しよく印刷という段階になつてゐる。

(三) 衆議院議員選舉對策の件

二十四年一月十日 選舉對策委員會をもつて次の選舉對策を樹立し各候補者に配布して回答を求めたところ、松浦薫、織田正信、成田知己、玉置實、豐澤豊雄、大西禎夫、佐伯信隆の七氏より回答があり一月二十三日總選舉の結果内、成田、玉置、大西、の三氏が當選した。

教育を愛し其の復興を念願する香川縣教職員組合は結成以來あらゆる努力をこの點に集中して今日に至つた。今回の衆議院が解散され、その議員選舉に當つて香川縣教職員組合に選舉の基準を第八回臨時大會決定の左記スローガンに置き、其の實現に努力する政黨並に候補者を支援する、組合員は日常の政治的行動を揚め政黨並に候補者を厳正に批判し具體的な候補者を應援する。

記

一、最低賃金制の確立

二、全額國庫負擔による新學制の完全實施

三、教育行政の民主化と私學の振興

四、學級定數及教員定數の確立

五、教育公務員法の單獨立法化

六、生活並業務用必需物資の完全配給

(四) 人事官信任投票に關する件

二十四年三月十九日 日教組指示第十三號により人事官の信任投票を行つた結果左の通り。

人事官氏名	信任	不信任	無効	計
淺井 清	六三六	三五四三	二一三	四三九二
上野 陽一	五四三	三六四〇	二〇九	四三九二
山下 興家	五〇八	三六六六	二二八	四三九二

(五) 松本治一郎氏等追放取消請願署名運動に關する件
標記の件二十四年三月二十日 日教組より指示があり分會へ直送し運動を再開した。

(六) 昭和二十三年度末人事異動に關する件

一、二十四年一月十七日 香教組人事委員會を組織し人事に關する一般的原则並に昭和二十三年度末人事異動に對する要望事項(五項目)を決定して教育委員會に提出した。

二、一月二十六日の中央委員會で一般的原则並に要望事項を承認した

三、二月十六日 香教組人事委員會にて教育委員會の昭和二十三年度末教員異動方針九項目について検討の結果、七千組合員の總意を代表する組合の意見を尊重して一方的に實施するような事のないよう待

に

1、事務局と組合との事務折衝を認めること。

2、退職を適當と認めたものは退職させるの削除(首切り反對)

3、停年制五十五歳を六〇歳とする。

4、新卒の完全就職を期すること。

等の要望書を決定し教育委員會に提出した。

四、三月一日 教育委員會と交渉の結果組合の意見を尊重し事務局と組合との事務折衝は認められたが首切と停年制の問題は了承しなかつた。

五、三月二日、教育長と交渉

首切、停年制の解釋上の含みの問題のみに止まりあくまで此の二項がなければ人事は行えないと強固に出て交渉の餘地がなくなつた。

緊急に人事委員會をもつて秘密指示等の情勢を報告し基本態度を決定した。

六、三月五、六日 中央委員會に於て人事問題に關する要求貫徹のため

めには退職、赴任拒否又は不信任闘争等をやらなければ解決しないであらう、交渉は決裂の状態であるとの提案に對してあまりに事重大であるので採決を保留し一應郡市支部の意向を取纏めてから態度を決定することになった。

七、三月八日 人事委員会

高校人事についての要望書作制提出

八、三月十五日 中央委員会

各郡市支部の意向を取纏めて採決の結果左の結論を得た。

- 一、首切と停年制は絶対に認めない。
- 二、教育委員会のリコール退職、赴任拒否は行わない。
- 三、左記事項を強力且つ迅速に行うことにより實質的にかちとる。
- 1、本部、文部とも事務局又は出張所と連絡を密にして實質的に闘いとする。
- 2、教育委員会へ決議文を提出する。
- 3、教育長を不信任する。
- 4、有誼團體との共同闘争をする。
- 5、再交渉をする。
- 6、その他適當な方法があれば執行部でやる事。

九、三月十六日 中執にて不信任闘争は研究費、會館補助金、僻地手當等の關係上特に縣會の成行客觀情勢を見て提出することに決定した。

一〇、三月二十四日 不信任闘争を胸に潜めて強固に最後交渉をしたがあくまで教育長は所信を曲げなかつた。

一一、三月二十八日 定員問題が解決せず昭和二十三年度通りと決定し切迫した情勢の下、香教組人事委員会としては基本線に變りがないが

- 一、首切りは一人でも少くして貰いたい。
- 二、新卒は一人でも多く就職させて貰いたい。
- と云ふ矛盾した要求をなさざるを得ない状況に迫られた。
- 一二、四月九日 小中關係人事異動發表

一三、四月十九日 異議申し立ての打合會、縣下より二十三名集合して種々相談、午後香教組人事委員会人事異動に對して反省會

一四、四月二十日 高校人事發表

一五、四月二十八日 教育委員会人事異動に對して苦情申し立てをなすと共に不審人事に對して説明書交付を要求した。

要 望 書 要 點

- 一、發表を著しく遅延せしめ縣下の教職員は勿論兒童父兄に徒らなる不安動搖を與え教育上損失大であつた。
- 二、師範學校卒業生の大量未就職はまことに有史以來のことであり他府縣に例を見ないことで當局は無爲無策を恥すべきである。
- 三、助教の資質向上に努力せず天降的に試験を強行して一方的に首切りを斷行したことは遺憾である。
- 四、組合の意向を無視した官僚の獨善人事であり機械的にして不合理不明朗な情實闇人事であつたと思う。
- 五、組合彈壓人事であつた。

教育會館建設計畫の概要

一、建設の目的

香川縣教育會館は縣下教育の振興、縣民の啓蒙教化、社會文化の向上發展を促進する中核的施設たらしめ、教育界のみならず廣く各方面に公開の機會を提供し、縣下教育文化の殿堂として社會大衆一般に役立たしめんとするにある。

二、會館利用の方法

- 1、講堂の利用
 - (イ) 直接教育に關する講習會、研究會、講演會、展覽會等の會場
 - (ロ) 社會文化、社會教化事業に關する事がらえの公開
 - (ハ) 縣民の討論會、協議會、講演會、映畫鑑賞會等えの公開
- 2、本館(二階建)の利用
 - (イ) 教育關係者(縣内縣外)の宿泊所

- (ロ) 教育関係、社會文化事業關係に提供公開する小會議所
- (ハ) 教育振興財團事務所
- (ニ) 縣教員組合事務所
- (ホ) 本教育會館事務所

三、設備の概要

- 1、講堂(平家) 一 一三〇、五坪
- 2、本館(二階建) 一 一二六、五坪

内 部

- 宿 泊 所(六疊間) 六 三六
- 事 務 室 三 一六
- 會 議 室 一 三〇
- ホ 1 ル 一 四
- 組 合 事 務 室 一 二〇
- 廊 下 其 他 一 二〇
- 3、其の他の建物 三一、〇坪
- 小使室、物置浴場、便所等 二八八、〇坪

四、經營方針並に方法

- 1、本會館經營の實際については財團法人香川縣教育會館を設立し經營委員會を設け、委員長監督の下に經營する。
- 2、經營の實際に當つては縣と密接に連繫して一致提携し縣、教組、振興財團一體となつて運營する。
- 3、經營の詳細については別に規定を設ける。
- 4、教育に直接關係ある事業は勿論、本會館設立の趣旨に反しない社會文化の發展に資する事からは出來得る限り廣く使用せしむ。
- 5、教員、學徒並に一般の厚生福利はかかるも單なる營利事業には利用せしめず従つて營利を主目的とする事業には使用せしめない。
- 6、長期間繼續して行ふ事業には使用せしめないことを原則とする。但し事務室等はこの限りでない。
- 7、本會館使用者は規定に定めたる使用料を納める。

- 8、事務室借用户も同じ。
- 9、宿泊者は規定による宿泊料を納める。
- 10、本會館維持の經常費としては次の如きものをあてる。

- (イ) 講堂の使用料
- (ロ) 宿 泊 料
- (ハ) 事務室貸附料
- (ニ) 其他縣下有志の寄附等

11、經常費不足の時は縣下現職教員之を分擔據出し以て維持經營する

五、建設費の概算

- 1、建物及びその附帯工事費 三〇〇万圓
- 2、内容充實費 一八〇万圓

計 四八〇万圓

六、財 源

- 1、組合員據出金 二五〇万圓
- 2、縣 費 補 助 二〇〇万圓
- 3、そ の 他 三〇万圓

計 四八〇万圓

教育會館建設問題

(一) 經 過 報 告

- 一、昭和二十二年十二月六日 香教組大會に於て仲多度支部提案の香川縣教育會館を元表誠館跡に建設することを決議した。
- 一、昭和二十三年五月九日 (昭和二十二年度研究費二百萬圓と縣費補助二百萬圓を以て資金とする) 香教組大會に於て綾歌支部提案の會館建設促進決議をした。
- 一、昭和二十三年六月八日 各郡支部より一名の委員をもつて教育會館建設委員會を組織し準備にかゝつた。
- 一、昭和二十三年六月二十一日 四國土建が一七三萬圓で請負つた(清水、大林、竹中、植村、關西土建、四國土建の大業者にて指名